

(第五部)

國第百十二回
參議院大藏委員會會議錄第一號

昭和六十二年十二月八日(火曜日)

午後一時開會

卷之三

委員長 理事長 理事 理事 理事

多田	省吾君	村上	大浜
井上	裕君	梶原	赤桐
大河原太一郎君	河本嘉久藏君	方栄君	正邦君
斎藤栄三郎君	斎藤文夫君	清君	操君
斎藤	幸弘君		
福田			
藤井	孝男君		
藤野	賢二君		
山本	富雄君		
吉川	博君		
志苦			
鈴木			
丸谷	金保君		
塩出	啓典君		
和田	教美君		
近藤	忠孝君		
吉岡	吉典君		
栗林			
野末			
陳平君	卓司君		

補欠選任
竹山 裕君

委員の異動

十二月四日 辞任
十二月七日 矢

委
員

出席者は左のとおり

辭任
井上
竹山
裕君
裕君

下稻葉耕吉君
高橋清孝君
河本嘉久藏君
齋藤宗三郎君
藤野賢二君
宮島滉君
山本裕君
志苦富雄君
鈴木裕君
丸谷和美君
鶴岡洋君
近藤忠孝君
和田教美君
吉岡古典君
栗林卓司君

○委員長(村上正邦君)	本日の会議に付した案件
○理事補欠選任の件	
○国政調査に関する件	
○抵当証券業の規制等に関する法律案(第百九回 国会内閣提出、衆議院送付)(継続案件)	

○委員長(村上正邦君) 次に、国政調査に関する件についてお諮りいたします。

本委員会は、今期国会におきましても、租税及び金融等に関する調査を行いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(村上正邦君) 次に、抵当証券業の規制等に関する法律案を議題とし、政府から趣旨説明を聽取いたします。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま議題となりました抵当証券業の規制等に関する法律案につきまして、提案の理由及びその内容を御説明申し上げます。

近年、我が国におきましては、国民の金融資産

○委員長(村上正邦君) 次に、理事の補欠選任についてお諮りいたします。

委員の異動に伴い、現在理事が一名欠員となつておりますので、その補欠選任を行いたいと存じます。

理事の選任につきましては、先例により、委員長の指名に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認めます。

それでは、理事に藤井孝男君を指名いたしま

の増大や金利の自由化の進展に伴う金利選好の高まり等を背景として、抵当証券取引が急速に発展しております。しかしながら他方では、悪質業者による抵当証券のカラ売り、二重売り等によつて多数の購入者に被害が生じてきているのが実情であります。

このような状況を踏まえ、抵当証券の購入者の保護を図るため、本法律案を提出したところであります。以下、この法律案の内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、抵当証券業を営もうとする者に対する登録義務づけに関する規定及び立入検査、登録取り消し等の監督に関する規定を設けることとしております。

第二に、抵当証券業者は、販売を行つた抵当証券を購入者に現実に引き渡す場合等を除き、これを大蔵大臣への登録を義務づけるとともに、帳簿書類の作成、保存等の義務に関する規定及び立入検査、登録取り消し等の監督に関する規定を設けることとしております。

第三に、大蔵大臣は、一定の要件を備える者の申請があつた場合において、その者が抵当証券業者の販売に係る抵当証券を適正に保管すること等ができると認められるときは、抵当証券保管機構の監督等に關し、所要の規定を設けることとしております。

第四に、抵当証券業協会についての規定を設けることとしております。

以上が抵当証券業の規制等に関する法律案の提案の理由及びその内容であります。

何とぞ、御審議の上、速やかに御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(村上正邦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。

○鈴木和美君 私は、まず抵当証券業の規制等に関する法律案の質疑を行つ前に、答弁は必要ございませんけれども、二、三意見だけ述べておきたいと思うんです。

竹下内閣が誕生いたしまして、大変な税制改正から金融業界をめぐる状況などが緊迫しておきましたが、いずれ機会をまた見まして質問させていただきます。

ただ、一言たばこの問題について申し上げておきたいのですが、先般の三ヶ月延長の際に私は反対であるという立場を表明しましたが、再延長になつた次第です。そのときの質疑のときにも種々意見を述べましたが、今回新聞等でまた再々延長されるというような新聞報道がありましたけれども、よもやこの次の場合には前回提出したような法案のそのまま延長されるというようなことは決してないものだと、こういうふうに私は理解をしているのでございますが、その点十分留意されることはから対応していただきたいと思います。もう一度申し上げますが、前回延長されたまでの延長はないと私は理解している。その点十分記憶にとどめておいていただきたいと思います。答弁は必要ございません。

さて、本法律案の質疑に入らさせていただきますが、簡単で結構ですが、最初に本法律案提出の目的と背景について簡単に御説明をいただきたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま提案理由で概略申し述べたところでございますが、この数年間に抵当証券を取り扱う業者の数、それから販売量等が急増しております。その反面で申しますが、確かに提案をされたのか、銀行局はそれだけの勉強が足りなかつたのか、それとも何か別な考え方があつてああいう提出の仕方になつたのか、このところを明らかにしてほしいと思うんです。

○政府委員(平澤貞昭君) 大蔵省といたしましてこれが重要な法案を何で前国会のあんなどさく紛れに提案をされたのか、銀行局はそれだけの勉強が足りなかつたのか、それとも何か別な考え方があるのか、それが何で前国会のあんなどさく紛れに提案をされたのか、銀行局はそれだけの勉強が足りなかつたのか、それとも何か別な考え方があつてああいう提出の仕方になつたのか、このところを明らかにしてほしいと思うんです。

○委員長(村上正邦君) 以上で趣旨説明の聴取は終わりました。

○鈴木和美君 私は大変この法律案は時期を失しているみたいな感をしています。

そこで、前回の国会のときの法案の提出の仕方について大変私は不明朗を感じているんですが、これだけ重要な法案を何で前国会のあんなどさく紛れに提案をされたのか、銀行局はそれだけの勉強が足りなかつたのか、それとも何か別な考え方があつてああいう提出の仕方になつたのか、このところを明らかにしてほしいと思うんです。

○政府委員(平澤貞昭君) 大蔵省といたしましてこれが重要な法案を何で前国会のあんなどさく紛れに提案をされたのか、銀行局はそれだけの勉強が足りなかつたのか、それとも何か別な考え方があつてああいう提出の仕方になつたのか、このところを明らかにしてほしいと思うんです。

わけでございます。

本来、この抵当証券の発行につきましては、抵当証券法で定める要件及び手続に従いさえすればだれでも登記所から交付を受けることが可能でございます。また、業としてこの抵当証券の販売を行う者に対する法律上の規制そのものはございません。したがつて、何らの規制を受けていないと申します。したがまして、悪質の業者が出した場合にも、それが詐欺であれば刑事事件として制裁を受けるわけでございますが、事前にこれを防止することができません。事後の処理しかできないということで、したがいまして被害者が続出いたしますても、それを事前に防止する方法がないという現況でございました。

そこで、そのような状況にからがみまして、これをいかにすべきかということを実は法務省並びに大蔵省におきまして学識経験者に御参加を願つて検討していただきたわけですが、やはり最小限の法的規制をすることが必要であろうと結論になりました。それを受けまして、抵当証券業を営む者について法律によりまして登録制度を実施する、それにさらに事業に対して必要な規制を行うことによりまして、悪質業者が参入をいたさないよう、また業務が適正に運営せられるよう最小限度の規制を加えまして購入者の保護を行うことが必要であろう、そういう結論になりました。立案をいたしまして御審議をお願いします。

○鈴木和美君 私は大変この法律案は時期を失しました。この問題につきましては、本委員会におきましても六十二年四月に御議論もあつたわけでございます。そういうようなことから大蔵省といつくりまして、さらに六十二年十月からはこれを

意深く見守ってきたところでございます。かつまた、この問題につきましては、本委員会におきましても六十二年四月に御議論もあつたわけでございます。そういうようなことから大蔵省といつくりまして、さらに六十二年十月からはこれを

抵当証券研究会といふ公的な機関にいたしました。法務省と一緒問題の検討を進めたわけでございます。

ごらんのように、法案は条文がかなり大部のものでございますし、法律的にもいろいろ詰めるべき点が多くございます。この研究会は約十五回いろいろな角度から検討をいたしまして、六十二年、本年の六月十一日に報告書が出たわけでございます。その報告書を受けまして法案の作成作業に入ったわけですが、法制局等も大変忙しい時期等でもあつたわけですが、精力的に審議をしていただきまして、結局、検討の時間が多々ございましたが、法制局等も大変忙しい時期等でもあつたわけですが、精力的に審議をしていただきまして、結局、検討の時間等々あるのは法文化の時間等がかなりかかったわけですが、その結果、法制面での法律的な問題の詰めを終わりまして、六十二年の九月四日に国会に提出したということでございます。

気持ちは非常に焦つておつたわけでございますけれども、今申し上げましたように、いろいろ法案提出まで時間がかかりましたことは我々としても大変恐縮に存じておる次第でございます。

○鈴木和美君 私はただいまの答弁に対して、今だからそういうことが言えるんだと思いますが、その答弁は不満です。なぜかと申し上げますと、私も皆さんが勉強したり対策を立てたり、いろいろしていることをこの日で見ているんですよ。もう既に前国会前に提出できるだけの準備態勢もみんなよく研究しておつたんですよ。それはいろいろ局長はおつしやいますけれども、私が思うのは、ただ税制改正の議論があつたり大変な法案等の関係もあつたりして、並びとか、それから、出してもどうなるのであるかという心配とか、そういう国会の審議技術の面に大変問題があつたよう

に思つんですよ。私が言いたいことは、やっぱり

そういう国会審議の技術論じやなくて、國民が本当にこの法案を待つてはいるというような状況のときには堂々とやられることが適當だと思うんですね。余り法案の駆け引きにとらわれるようなやり方は私は反対です。その点については大臣もよく肝に銘じていただきたいと思います。

そこで私は、この法案というものは、先ほども申し上げましたように時期を失している感がするんです。もちろんこれから悪徳業者を取り締まるということ也非常に大切でしよう。しかし現状は、民事の問題ではあると言ふけれども、刑事案件の問題とか検挙の問題とか、そういうようなことでむしろ救済というような方に目が向いているわけですね、そういうのが私は現状だと思うんですよ。

そこで、余り長い答弁でなくして結構ですから、今までの被害状況とそれから現在の検挙及びその裁判上の問題などなどの状況について、簡単で結構ですから、警察庁と法務省にお伺い申し上げます。

○説明員(五十嵐忠行君) お答えいたします。

昭和六十年以降、一部悪質業者が抵当証券業界に参入いたしまして、昨年初めころにはその傾向が著しくなったということから、警察といたしましては、消費者保護、弱者保護の観点から取り締まりの重点課題として、積極的に取り組んでまいりましたところであります。

抵当証券商法に係る事件につきましては、昨年秋に静岡県警が日証抵当証券事件を検挙したのを初めといたしまして、昨年から本年にかけては、悪質業者を六社詐欺等の容疑で検挙しております。これらの事件に係る被害の状況は、被害者数約二千人、被害総額約二十六億円に上つております。

また、警察といたしましては、こうした厳正な取り締りに加えまして、いろいろな機会をとらえ、この商法の問題点等を一般消費者に広報いたしました。その注意喚起するなど消費者啓発活動を推進し、被害の未然防止、拡大防止に努めているところであります。

○説明員(石川達敏君) 抵当証券業者にかかる刑事件といたしましては、法務当局が把握している事件は昭和六十年以降に発生した六件でございまして、東京地檢ほか五地檢におきまして受理、処理しております。

事件の内容は、いずれも抵当証券の交付を受けないのに、あるいは販売すべき抵当証券を保有していないのにこれを販売するかのように装いまして、購入代金名下に現金等を騙取したという詐欺の事案でございまして、代表者や取締役等につきまして公判請求がなされているところでございます。

そのうち、横浜地檢で捜査、処理いたしました東洋抵当証券にかかるものは現在公判継続中でございますが、他の五件はいずれも判決が言い渡され、確定いたしております。

ちなみに、それらの判決内容は、中国共榮会及び芙蓉抵当証券にかかる二件につきましては執行猶予の判決が言い渡されたわけでございますが、他の富士抵当証券、日証抵当証券及び千代田抵当証券等にかかる三件につきましては、いずれも懲役二年六月ないし六年の実刑判決が下されおりまます。

以上でございます。

○鈴木和美君 もう一度警察庁にお伺いしますが、新聞報道などによると、六十一年九月から十一月にかけて十二社が倒産したというようなことなどにも絡んで、その時期は大変被害が多くなったわけですね。検挙件数も多かつたわけです。

現在は、そういう時期から見ると検挙件数といふものは少ないんですけど、それとも多いんですけど。

○説明員(五十嵐忠行君) お答えいたします。

この件数も、その間に十二社が倒産したことなどにも絡んで、その時期は大変被害が多くなったわけですね。検挙件数も多かつたわけですね。

さて、そのうえで、欲得と突張りだと云ふだけではないかぬのでござりますから、銀行局というか、むしろ行政サイドというか、その啓発についてどういう具体策を持つておられるのか、この機会に伺つておきたいと思うんです。

○政府委員(平澤真昭君) 今委員御指摘のように、投資家の自己責任の問題、これは非常に重要な課題であるうかと考へるわけでございます。しかし、そのことについてどういう意味では、検挙されたときにマスコミなどにもこういうことで被害の状況があつたということも一つの啓発ですね。

さて、そういう意味では、欲得と突張りだと云ふだけではないかぬのでござりますから、銀行局

當業している状況にござります。また、苦情等につきましてもことしの八月以降は全くゼロという状況になつております。

○鈴木和美君 大臣にちょっとお伺いしたいのですが、こういう問題が起きるという背景でござります。まあ一億総財テク時代と言われるみたいに、金余りの現象というものも多分あるんでしょう。同時に、有利な商品に投資をしたいという投資家のニーズというか、そういう希望もありますが、これは否定できないと思うんです。けれども、実態を見てみると、被害の状況をこうむつている方々というのは往々にして老人とか婦人とかも、大変失礼な話なんだけれどもより知識が豊富でないというか、勧誘に唆されるというか、そういうような人たちがどうも多いような気がするんですね。

さて、そういうようない億総財テク時代であるとか、知識が十分でないというような婦人層があるようなときに、私どもが大変対抗をしてきたマル優の問題です。これが廃止されるということになりますと、そういう方にどうしても手をかけるようになるんじゃないかなと思います。だから、本人のもちろん自己責任ということもありますよけれども、マル優廃止というような問題が婦人の層がそつちの方に逃げてまた被害を出してくるんじゃないかなというふうに私は思ひますが、大臣はそのことについてどういう見解をお持ちですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) 抵当証券自身は、その他の金融の方法に必ずしも恵まれない人々が場合によりましてかなり長い期間こういう形で金融を受けることができるという、そういうメリットを持っていますので、このこと自身は一つの商品

として正當に存在してしかるべきものと考えておるわけでござりますけれども、先ほどから申し上げましたように、これが不正に利用される、あるいは今鈴木委員の言われますように、その不正の過程におきまして、とかくいわばだまされやすい投資者に近づくといったようなことがなかつたと

は申せないと思います。

そういう場合に、それらの投資者に対して、もうマル優というのも今度はなくなります。したがつてといったような誘い方というものは、それは確かにあるいはあつたかもしれない。そういうことは想像できることでございますが、その間に必然的な連関があるといったようなことは、鈴木委員もおつしやいませんでしたが、私もそうは思つておりません。大事なことは、これが商品として、経済手段として正当な、また有意義な働きをしておる限りにおきまして、ただいまのような、いわば十分に知識を持たない人々がとかく詐欺にかかりやすい、だまされやすいといったような形にこれをほうつておくことは問題があるうと、こゝにござりますが、それよりも、啓発をするう思いまして規制をいたしたいと考えておるわけでございます。

○鈴木和美君 先ほどの警察庁のお話じゃございませんが、まあ言うてみれば欲得に絡んで失敗したというみたいなことで、どつちかというと、自己責任という問題について日本は欧米に比べて弱いですね。そういう自己責任という問題もあるわけなんですが、それよりも、啓発をするという意味では、検挙されたときにマスコミなどにもこういうことで被害の状況があつたということも一つの啓発ですね。

さて、そういう意味では、欲得と突張りだと云ふだけではないかぬのでござりますから、銀行局

というか、むしろ行政サイドというか、その啓発についてどういう具体策を持つておられるのか、この機会に伺つておきたいと思うんです。

○政府委員(平澤真昭君) 今委員御指摘のように、投資家の自己責任の問題、これは非常に重要な課題であるうかと考へるわけでございます。し

たがいまして、本法律におきまして、購入者の保護あるいは購入者の抵当証券に対する知識、これを充実させることが保護の上で非常に重

要であるわけでございますが、そういうものをより深度あるものとするために、法律の中での抵当証券業協会の設立を予定しているわけでございま

す。

その協会の仕事の一つといたしまして、購入者等に対する広報という項目があるわけでございましたが、いまして、その協会を通じまして、今委員が御指摘のような投資家の理解、さらに知識の充実等々を深めるような広報を行つていただきたいと考えておる次第でございます。

○鈴木和美君 自己責任という問題の啓発も大変必要だと思いますが、行政サイドからの指導もうぞ十分強めていただきたいと思うんです。法務省、警察庁、どうもありがとうございました。

それでは、法案の中身に入らしていただきま

す。今回、資金業とか投資顧問業と同じように登録制という制度をとつて、三年更新ということでございますが、問題の性格上もう少し被害を未然に防止をするという立場からすれば許可制にしてもいいんじゃないかという私は気持ちを持つておつたのですが、どうして登録制と三年更新という措置をとつたのか、この点をお伺いします。

○政府委員(平澤貞昭君) この点につきましては、先ほど申し上げました抵当証券の研究会、その他においていろいろ議論がなされました。このようないくつかの開業を認める場合には、一番緩いやり方といたしまして届け出がございます。その次に、本法案でとつております登録、それからさうに認め可、許可という仕組みがあるわけでございます。

そういうものを考えます場合に、一つの視点は、やはり投資家を保護するという観点が非常に強く出てまいりますときには、認可、許可というきつい規制の方に開業規制を置いていくという考え方もあるわけでございますが、逆に営業の自由という点も制度の効率性を維持する上で非常に重要でございます。そういう観点もできるだけ尊重しようということでもありますと、いろいろ議論をいたしましたが、最終的には登録制を採用するのが適当であるということになつたわけでござります。

ただ、この登録制のもとにおきましても、この

法案の中にござりますように、いわゆる開業規制におきまして不適当な抵当証券業者が開業できな

いような基準をきちっと決めておりますし、開業後もそういう抵当証券業者の行為につきまして十分規制をいたしております。

さらに具体的に申し上げますと、抵当証券そのものの保管機構を設ける等によつて二重売り、カラ売りができるような仕組みもつくりておりますので、そういう意味では、登録制でも十分に購入者の保護が図れるものというふうに考えておる次第でござります。

それから、第二の御質問の登録を受けた業者の登録の有効期間についてでございますが、三年といふことになります。この年限につきましてはできるだけ短い方が投資家保護に役立つわけ

でございますが、しかし余り短いということになりますと、ショットチャウ見直していくという事務的な問題もござりますし、片方、余り長くするとこれも問題があるということで、これまでのものもろの立法例等を勘案いたしまして、多くの場合が大体似たような事例におきましては三年といふふうになつておりますので、この場合も三年が適当であろうということで、登録の有効期間をそのように定めた法案になつてゐるのでござります。しかも、御存じのように、資金業規制法は貸金業者からお金を借りている社会的弱者である債務者の保護ということを重要な法益としておりますので、これは非常にそれぞれの地域に密着した社会問題として問題が起こつてくるわけでございまして、これに的確に対応していくくといふ観点からいいますと、本来ですと市町村程度まで絞つた方がいいわけでございますが、そこがいろいろ問題があるわけでございまして、最終的には都道府県の範囲まで絞つて、そこでこの保護を担当していただくということになつておるわけでございました。したがいまして、この指導監督その他につきましては都道府県が行うといふうにしておるわけでござります。

他方、本法案で考えております抵当証券業者につきましては、その数が貸金業者と比べますと非常に少ないわけでございまして、現在活動している者が約百社でございます。しかも、その販売の範囲は、一都道府県に限らずかなり広く、大きいものは全国的にやつているという広がりを持つておりますので、やはりこの監督につきましては大

○鈴木和美君 そうしますと、現在貸金業の所管

というのは一県だけの場合には都道府県ですね。今度その人が抵当証券業もやりたいということになると、今度は大蔵省の所管ですね。同じ人が二重の所管、監督を受けるようなことになりますね。そういう場合に、もう少し検討を深めて、一本の所管というようにすることはできなかつたんですね。例えばもう大蔵省に全部それをやつちやうというようなことはできなかつたんですか。

○政府委員(平澤貞昭君) その点につきましてもいろいろ検討いたしましたが、一つの理由は、貸金業の規制法が保護しようとしております法益と、それから今回の抵当証券業法が保護しようとしております投資家保護とがかなり違つていてるわけでございます。

〔委員長退席、理事権原清君着席〕

例えば貸金業者につきましては、その数が極めて多いわけでございまして四万以上あるのでござります。しかも、御存じのように、貸金業規制法は貸金業者からお金を借りている社会的弱者である債務者の保護ということを重要な法益としておりますので、これは非常にそれぞれの地域に密着した社会問題として問題が起こつてくるわけでございまして、これに的確に対応していくくといふ観点からいいますと、本来ですと市町村程度まで絞つた方がいいわけでございますが、そこがいろいろ問題があるわけでございまして、最終的には都道府県の範囲まで絞つて、そこでこの保護を担当していただくといふことになつておるわけでございました。したがいまして、この指導監督その他につきましては都道府県が行うといふうにしておるわけでござります。

そこで次ですが、法六条の登録の拒否ですね。登録の拒否の条項の中で七号で「抵当証券業を適確に遂行するに足りる財産的基礎及び人的構成を有しない法人」と言つていますが、非常に抽象的でございまして、これは一体具体的にどういうよ

うな内容を持っているのか。また、現存する抵当証券会社でこのような条件で登録が拒否される会社というのは、一体どのぐらいい見込まれるのかといふことについてお伺いをしておきたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) この登録拒否の条件でございまますと、「財産的基礎及び人的構成を有しない法人」の具体的な中身につきましては、本法案が成立いたしました後に具体的に詰めることになります。したがいまして、この指導監督その他につきましては都道府県が行うといふうにしておるわけでござります。

○政府委員(平澤貞昭君) この登録拒否の条件でございまますと、「財産的基礎及び人的構成を有しない法人」の具体的な中身につきましては、本法案が成立いたしました後に具体的に詰めることになります。したがいまして、この指導監督その他につきましては都道府県が行うといふうにしておるわけでござります。

また、その財産的基礎についてでございますが、抵当証券を証券業者が投資家に販売いたしまず、その財産的基礎についてでございまます。したがいまして、その保証の基礎にはやはり抵当証券業者のこのような財産的な基礎あるいは十分な人的構成ということが非常に重要であると考えられるからでござります。

まず、その財産的基礎についてでございまます。したがいまして、その保証の基礎にはやはり十分な財産的な基盤がなければならないという觀

省が財務局を通じて行うのが適当であるということから、財務局の登録にしたということでござります。

○鈴木和美君 現在この種の問題を担当しているのは財務局の金融課ですね。貸金業も大体今度行われる抵当証券も立入検査は恐らく金融課が担当することになるんだと思うんですが、そうすると今お話しのように狭い、広いという問題はあるけれども、業者の受け取る方から見ると、二重にやられるという問題に対する抵抗もあるし、面倒くさいというのもあるし、これは正常な業者から見ればなおさらそうだと思います。だから、今局長のお話はお話を承りますが、なおその点は効率的に運用するような検討もこれからぜひしていただきたいというふうに思います。

点もあるわけでございますし、多くの場合抵当証券は三年とか五年という期間で投資家が所有しているわけでございますので、その間にこのような抵当証券業者が経営上問題が起るということも投資家保護の上で問題が生じることもあるわけでございます。それとともに、抵当証券業者が投資家に販売いたします抵当権つきの債権、これを証券化して売るわけでございますが、これの債権の中身も非常に重要なことでございまして、最初その債権を抵当証券化する場合に、非常に信用のない債権である場合には、結果的には仮に抵当権がついておりましても、投資家保護の上で問題が生ずるおそれもあるわけでございます。そういう点等を考えまして、このような登録要件を法制上決めているということでございます。

○鈴木和美君 これから検討されるというお話をすね。省令か政令かで出されるのか知りませんけれども、私は大変ここは重要なことだと思うんですね。

それで、俗称まじめな業者と不まじめな業者といふ言葉があるんですが、そのままじめと不まじめ

といふ定義がこれはなかなか難しいんですね。いろんな角度から議論すれば議論するほど大変難しい議論が一つあるんです。同時にその登録の審査に当たって、客観的に納得できるような基準というものを設けておかないとそれは担当する人も大変だと思うんですね。社会的に、何であればだめだったのかとか、何がどうだったとかといふようなことで、大変これは問題を生じやすい事柄だと思います。

だから私は、そういう意味で早目にこれはつくつて発表をしてもらわないと、我々もこのところ本当は相当議論しながら法案を通過させるべきだと思うんですけれども、今の局長の話からいくと後からだということなんですが、これは物理的、日時的にいうとどのくらいの時間帯で検討が済んで指示されるということになりますよ

うか。

○政府委員(平澤貞昭君) 今内々考えております

具体的な基準を若干申し上げますと、例えば財産的基礎の場合重要なのは、やはりこれは開業の際の要件にもなっておりますけれども、どの程度自己資本があるかという点が一つございますし、さ

らに仮に自己資本がありましても純資産額が非常

に小さい場合にはこれは問題があるわけでござい

ます。開業の際に資本金が十分あつても三年後

に純資産額が減つていたという場合にはこれはや

はり問題であるということでございます。

それから、人的な構成の方は、債務者の例えれば

返済能力あるいは担保評価、こういうものを十分

にやれる、適正に判断できる人材、抵当証券業者

がそういう人たちを持っていることが重要

な課題でございますので、そういう人たちを一定

の考え方のもとに何人いるかというような判断も

具体的には必要であろうかというふうに考えてお

る次第でございます。

○理事(梶原清君) この際、委員の異動について

御報告いたしました。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠と

して下稲葉耕吉君が選任されました。

○鈴木和美君 今この局長のお話はちょっとと全部は

よくわかりませんけれども、早くとにかくつくつ

て早く出してもらいたいということを言いたいの

です。

○政府委員(平澤貞昭君) できるだけ早くそういう

ものをつくつてまいりたいということござい

ます。

国土庁といたしましては、今後におきましても

この協会と緊密な連絡をとりながら、抵当証券發

行に係る鑑定評価に遺漏がないように十分に指導

監督の徹底を図つてしまりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ

遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 裏書が発行されると、裏書

の漏れがないように、その点が一番問題ですか

でございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ

遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 その次の問題に移らせていただきますが、裏書

の問題です。抵当証券法では抵当証券の譲渡の方

式は裏書交付であります。ところが実際は、抵

当証券会社は事務の煩瑣だと小口取引のコスト

だと、そういうものが絡んで被裏書人の記載が

省略されていますね。そういうような問題で考

えますと、倒産したときに購入者の保護というも

のが非常に問題がありやせぬかということ

が、新聞で見ました岡山事件というようなことを

見ると、鑑定士と業者が結託をするとか、債務者

と結託をするというようなことがあって、こうい

う法律案をつくつてももう及ばないところがある

わけですね。そういう問題については行政当局の指導とか不動産鑑定協会の協力とか、そういうものを受けなきやならぬことだと思うんですね。

そこで、そういうような適正な運用を図るためにどういうふうにしたらいのかという、鑑定士問題に絡んで、これは国土庁の所管だそうですが、国土庁からちょっと説明していただけませんか。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、社団法人日本不動産鑑定協会を通じまして、これまで研修とか広報活動等によりまして、その資質の向上、倫理の高揚に努めてまいりましたところでございます。特に抵当証券発行に伴います鑑定評価についてはその指導を強めまして、同協会では昨年十二月に抵当証券発行に伴う鑑定評価の留意点などにつきましてかなり詳細な通知を発しましたほか、会員広報あるいは講演会等を通じて啓蒙活動を行つてきているところでございます。

○理事(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君が選任されました。

○鈴木和美君 今この局長のお話はちょっとと全部はよくわかりませんけれども、早くとにかくつくつて早く出してもらいたいということを言いたいのです。

○政府委員(平澤貞昭君) できるだけ早くそういうものをつくつてまいりたいということござい

ます。

○鈴木和美君 土地庁といたしましては、今後におきましてもこの協会と緊密な連絡をとりながら、抵当証券發行に係る鑑定評価に遺漏がないように十分に指導

監督の徹底を図つてしまりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 その次の問題に移らせていただきますが、裏書の問題です。抵当証券法では抵当証券の譲渡の方式は裏書交付であります。ところが実際は、抵当証券会社は事務の煩瑣だと小口取引のコスト

だと、そういうものが絡んで被裏書人の記載が

省略されていますね。そういうような問題で考えますと、倒産したときに購入者の保護というものが非常に問題がありやせぬかということ

が、新聞で見ました岡山事件というようなことを

見ると、鑑定士と業者が結託をするとか、債務者

と結託をするというようなことがあって、こうい

う法律案をつくつてももう及ばないところがある

わけですね。そういう問題については行政当局の指導とか不動産鑑定協会の協力とか、そういうものを受けなきやならぬことだと思うんですね。

そこで、そういうような適正な運用を図るためにどういうふうにしたらいのかという、鑑定士問題に絡んで、これは国土庁の所管だそうですが、国土庁からちょっと説明していただけませんか。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、社団法人日本不動産鑑定協会を通じまして、これまで研修とか広報活動等によりまして、その資質の向上、倫理の高揚に努めてまいりましたところでございます。特に抵当証券発行に伴います鑑定評価についてはその指導を強めまして、同協会では昨年十二月に抵当証券発行に伴う鑑定評価の留意点などにつきましてかなり詳細な通知を発しましたほか、会員広報あるいは講演会等を通じて啓蒙活動を行つてきているところでございます。

○理事(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君が選任されました。

○鈴木和美君 今この局長のお話はちょっとと全部はよくわかりませんけれども、早くとにかくつくつて早く出してもらいたいということを言いたいのです。

○政府委員(平澤貞昭君) できるだけ早くそういうものをつくつてまいりたいということござい

ます。

○鈴木和美君 土地庁といたしましては、今後におきましてもこの協会と緊密な連絡をとりながら、抵当証券發行に係る鑑定評価に遺漏がないように十分に指導

監督の徹底を図つてしまりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 その次の問題に移らせていただきますが、裏書の問題です。抵当証券法では抵当証券の譲渡の方式は裏書交付であります。ところが実際は、抵当証券会社は事務の煩瑣だと小口取引のコスト

だと、そういうものが絡んで被裏書人の記載が

省略されていますね。そういうような問題で考えますと、倒産したときに購入者の保護というものが非常に問題がありやせぬかということ

が、新聞で見ました岡山事件というようなことを

見ると、鑑定士と業者が結託をするとか、債務者

と結託をするというようなことがあって、こうい

う法律案をつくつてももう及ばないところがある

わけですね。そういう問題については行政当局の指導とか不動産鑑定協会の協力とか、そういうものを受けなきやならぬことだと思うんですね。

そこで、そういうような適正な運用を図るためにどういうふうにしたらいのかという、鑑定士問題に絡んで、これは国土庁の所管だそうですが、国土庁からちょっと説明していただけませんか。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、社団法人日本不動産鑑定協会を通じまして、これまで研修とか広報活動等によりまして、その資質の向上、倫理の高揚に努めてまいりましたところでございます。特に抵当証券発行に伴います鑑定評価についてはその指導を強めまして、同協会では昨年十二月に抵当証券発行に伴う鑑定評価の留意点などにつきましてかなり詳細な通知を発しましたほか、会員広報あるいは講演会等を通じて啓蒙活動を行つてきているところでございます。

○理事(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君が選任されました。

○鈴木和美君 今この局長のお話はちょっとと全部はよくわかりませんけれども、早くとにかくつくつて早く出してもらいたいということを言いたいのです。

○政府委員(平澤貞昭君) できるだけ早くそういうものをつくつてまいりたいということござい

ます。

○鈴木和美君 土地庁といたしましては、今後におきましてもこの協会と緊密な連絡をとりながら、抵当証券發行に係る鑑定評価に遺漏がないように十分に指導

監督の徹底を図つてしまりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 その次の問題に移らせていただきますが、裏書の問題です。抵当証券法では抵当証券の譲渡の方式は裏書交付であります。ところが実際は、抵当証券会社は事務の煩瑣だと小口取引のコスト

だと、そういうものが絡んで被裏書人の記載が

省略されていますね。そういうような問題で考えますと、倒産したときに購入者の保護というものが非常に問題がありやせぬかということ

が、新聞で見ました岡山事件というようなことを

見ると、鑑定士と業者が結託をするとか、債務者

と結託をするというようなことがあって、こうい

う法律案をつくつてももう及ばないところがある

わけですね。そういう問題については行政当局の指導とか不動産鑑定協会の協力とか、そういうものを受けなきやならぬことだと思うんですね。

そこで、そういうような適正な運用を図るためにどういうふうにしたらいのかという、鑑定士問題に絡んで、これは国土庁の所管だそうですが、国土庁からちょっと説明していただけませんか。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、社団法人日本不動産鑑定協会を通じまして、これまで研修とか広報活動等によりまして、その資質の向上、倫理の高揚に努めてまいりましたところでございます。特に抵当証券発行に伴います鑑定評価についてはその指導を強めまして、同協会では昨年十二月に抵当証券発行に伴う鑑定評価の留意点などにつきましてかなり詳細な通知を発しましたほか、会員広報あるいは講演会等を通じて啓蒙活動を行つてきているところでございます。

○理事(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君が選任されました。

○鈴木和美君 今この局長のお話はちょっとと全部はよくわかりませんけれども、早くとにかくつくつて早く出してもらいたいということを言いたいのです。

○政府委員(平澤貞昭君) できるだけ早くそういうものをつくつてまいりたいということござい

ます。

○鈴木和美君 土地庁といたしましては、今後におきましてもこの協会と緊密な連絡をとりながら、抵当証券發行に係る鑑定評価に遺漏がないように十分に指導

監督の徹底を図つてしまりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 その次の問題に移らせていただきますが、裏書の問題です。抵当証券法では抵当証券の譲渡の方式は裏書交付であります。ところが実際は、抵当証券会社は事務の煩瑣だと小口取引のコスト

だと、そういうものが絡んで被裏書人の記載が

省略されていますね。そういうような問題で考えますと、倒産したときに購入者の保護というものが非常に問題がありやせぬかということ

が、新聞で見ました岡山事件というようなことを

見ると、鑑定士と業者が結託をするとか、債務者

と結託をするというようなことがあって、こうい

う法律案をつくつてももう及ばないところがある

わけですね。そういう問題については行政当局の指導とか不動産鑑定協会の協力とか、そういうものを受けなきやならぬことだと思うんですね。

そこで、そういうような適正な運用を図るためにどういうふうにしたらいのかという、鑑定士問題に絡んで、これは国土庁の所管だそうですが、国土庁からちょっと説明していただけませんか。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、社団法人日本不動産鑑定協会を通じまして、これまで研修とか広報活動等によりまして、その資質の向上、倫理の高揚に努めてまいりましたところでございます。特に抵当証券発行に伴います鑑定評価についてはその指導を強めまして、同協会では昨年十二月に抵当証券発行に伴う鑑定評価の留意点などにつきましてかなり詳細な通知を発しましたほか、会員広報あるいは講演会等を通じて啓蒙活動を行つてきているところでございます。

○理事(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君が選任されました。

○鈴木和美君 今この局長のお話はちょっとと全部はよくわかりませんけれども、早くとにかくつくつて早く出してもらいたいということを言いたいのです。

○政府委員(平澤貞昭君) できるだけ早くそういうものをつくつてまいりたいということござい

ます。

○鈴木和美君 土地庁といたしましては、今後におきましてもこの協会と緊密な連絡をとりながら、抵当証券發行に係る鑑定評価に遺漏がないように十分に指導

監督の徹底を図つてしまりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 その次の問題に移らせていただきますが、裏書の問題です。抵当証券法では抵当証券の譲渡の方式は裏書交付であります。ところが実際は、抵当証券会社は事務の煩瑣だと小口取引のコスト

だと、そういうものが絡んで被裏書人の記載が

省略されていますね。そういうような問題で考えますと、倒産したときに購入者の保護というものが非常に問題がありやせぬかということ

が、新聞で見ました岡山事件というようなことを

見ると、鑑定士と業者が結託をするとか、債務者

と結託をするというようなことがあって、こうい

う法律案をつくつてももう及ばないところがある

わけですね。そういう問題については行政当局の指導とか不動産鑑定協会の協力とか、そういうものを受けなきやならぬことだと思うんですね。

そこで、そういうような適正な運用を図るためにどういうふうにしたらいのかという、鑑定士問題に絡んで、これは国土庁の所管だそうですが、国土庁からちょっと説明していただけませんか。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、社団法人日本不動産鑑定協会を通じまして、これまで研修とか広報活動等によりまして、その資質の向上、倫理の高揚に努めてまいりましたところでございます。特に抵当証券発行に伴います鑑定評価についてはその指導を強めまして、同協会では昨年十二月に抵当証券発行に伴う鑑定評価の留意点などにつきましてかなり詳細な通知を発しましたほか、会員広報あるいは講演会等を通じて啓蒙活動を行つてきているところでございます。

○理事(梶原清君) この際、委員の異動について御報告いたしました。

本日、吉川博君が委員を辞任され、その補欠として下稲葉耕吉君が選任されました。

○鈴木和美君 今この局長のお話はちょっとと全部はよくわかりませんけれども、早くとにかくつくつて早く出してもらいたいということを言いたいのです。

○政府委員(平澤貞昭君) できるだけ早くそういうものをつくつてまいりたいということござい

ます。

○鈴木和美君 土地庁といたしましては、今後におきましてもこの協会と緊密な連絡をとりながら、抵当証券發行に係る鑑定評価に遺漏がないように十分に指導

監督の徹底を図つてしまりたいと思っておるところでございます。

○鈴木和美君 時間が私ございませんので、ぜひ遺憾のないように、その点が一番問題ですか

らございます。

○鈴木和美君 その次の問題に移らせていただきますが、裏書の問題です。抵当証券法では抵当証券の譲渡の方式は裏書交付であります。ところが実際は、抵当証券会社は事務の煩瑣だと小口取引のコスト

だと、そういうものが絡んで被裏書人の記載が

省略されていますね。そういうような問題で考えますと、倒産したときに購入者の保護というものが非常に問題がありやせぬかということ

が、新聞で見ました岡山事件というようなことを

見ると、鑑定士と業者が結託をするとか、債務者

と結託をするというようなことがあって、こうい

う法律案をつくつてももう及ばないところがある

わけですね。そういう問題については行政当局の指導とか不動産鑑定協会の協力とか、そういうものを受けなきやならぬことだと思うんですね。

そこで、そういうような適正な運用を図るためにどういうふうにしたらいのかという、鑑定士問題に絡んで、これは国土庁の所管だそうですが、国土庁からちょっと説明していただけませんか。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、社団法人日本不動産鑑定協会を通じまして、これまで研修とか広報活動等によりまして、その資質の向上、倫理の高揚に努めてまいりましたところでございます。特に抵当証券発行に伴います鑑定評価についてはその指導を強めまして、同協会では昨年十二月に抵当証券発行に伴う鑑定評価の留意点などにつきましてかなり詳細な通知を発しましたほか、会員広報あるいは講演会等を通じて啓蒙活動を行つてきているところでございます。

○政府委員(平澤貞昭君) まさに委員のおつしやるようなことでございまして、法律には所要の規定が設けられているわけですが、具体的な適用取り扱いにつきましては、より細部のものが必要であると考えております。したがいまして、この法案が成立いたしますと、施行まで六ヶ月ござりますので、できるだけ早く適切な時期に基本的な取り扱いを発達したいと考えているわけでござります。その中には、今御指摘の点につきましても細かく盛り込みたい、特に広告規制の具体的な取り扱いは重要でございますから、これについても入れておきたいと考えておる次第であります。

○鈴木和美君 最後の質問ですが、宮澤大臣、私も法案に絡んで職員の問題というのはいつも話を中で重要ではあるということは口でおっしゃいます。ですが、実際の対応というのは、總定員法がしかれども法案に絡んで職員の問題といいうものが大蔵省の中でも重要ではあるということは口でおっしゃいます。五十八年には貸金業の指導監督に関する業務、六十年には、たゞこ小売店の新設等に伴う許可業務、為替検査及び為替取扱店舗増設の許可業務、六十二年は国有地の土地信託制度導入に伴う業務、投資顧問業者の指導監督に関する業務、会員登録の申込手続の監督に関する業務、これらが財務局の勤いでいる人たちが今どういう気持ちでいるかというと、もう被害者意識だけなんですよ。それは国税、税関は数字にあらわれてくることもある。緊急性もありましょう、こういう業務を財務局の勤いでいる人たちが今どういう気持ちでいるかというと、出先というのは私は大変だと思いませんですね。しかし、どちらかというと大蔵省は定官厅でもありますから、腕より始めよというふうなことで、なかなかそことのところを踏み出すことができないわけです。そこで私は、財務局の職員に

かつて、本当に今まで「捨て石になる気の無欲がついに勝ち」という川柳を言つたんです。そのうちいいことがあるよ。しかし、こういう業務がここまでふえますと、もう剣が峰に立たされたような気持ちなんです。

これは労働組合が調べてくれた世論調査ですけれども、財務局の職員に自分の仕事量に対し世論調査を行つたところが、「忙しくなつた」と答えているのが五八%あります。それから「少し忙しくなつた」と答えたのが一二%、「どちらともいえない」というのが一九%。もう圧倒的に仕事がふえた、きついといふことの結果なんです。そういう業務をやつている職員の問題について、一体これからどういうふうに考えておられるんだろうか。まだ後がござりますので、時間がありませんから一々私は数字を挙げてやりませんけれども、まず大臣の気持ちをちょっと伺つておきたいんです。

○國務大臣(宮澤喜一君)　ただいま最近において財務局の所管となりました仕事を幾つかお挙げになりまして、私もなるほどそういうことがあるなということを今伺いまして思つておるところでございます。財務に限りませんが、中の人員の適正配置あるいは機械化、合理化等々を進めてまいりまして、これからもそうしなければならないと思つております。

確かに国税あるいは税関のしわ寄せを受けているというような印象を財務局におられる諸君が持つておられるようではいけないと思います。実はときどきそういう声を聞くことがござりますので、よく注意をいたしてまいります。

○鈴木和美君　もう一つこれも紹介しておきたいんです。さつきは「忙しくなつた」という五八%を紹介したんですが、人員の削減、業務の複雜多様化、新規業務の増加などにより業務が増大し、残業が日常不斷に続けられている。職員は仕事に追われ、健康状態に不安を感じる者が六七%なんですね。これは労働組合だから一方的だと言われれています。それは今までかもしれません。しかし私は、大蔵省

の労働組合というのではなく、みんなにひん曲かたの組合員はないと思うんです。まじめだと思うんですよ。だから、そういう職員の気持ちというものをじつかり踏まえてやらなければ、私は、どんなこういう立派な法案をつくってみても、みんな抜けになってしまふと思うんです。だから私は、その職場に働いている人たちが活気を持つて、自信を持って自分たちの仕事を、これが自分の仕事なんだと誇りを持つてやれるようにしていただきたいと思うんです。

大臣はいみじくもおっしゃいましたが、国税とか税関のつまりしわ寄せを食っているというようには思われぬでくれということが言葉としてはありますけれども、私は実態から見ると往々にしてそういうきらいがなしとは思うんです。それは總定員法がある。だから、本当は国税の職員なんというのは、これは總定員法の枠の外に置いて、そしてこれは今緊急課題なんですから、そういうところまで踏み込まなければ、總体の枠の中でやつたりとつたりの話なんですから、これはやつぱり被害者意識を持つなと言われても、私は実感として持たざるを得ないと思うんです。

もちろん財務局の問題は、統廃合という問題もあり、機械化の問題もある。これはこれなりに進めねばしようがないことだと思うけれども、やっぱりこういう新規業務というものが行われるときにもう一回見直すというような気持ちを持つていただかないと、ただ国民からの要求だけやつて、それを担当する職員が泣いてしまうということでは私は実効上がらないと思うんです。

そういう意味で、ぜひ大臣にもその点を深く留意していただきたいと思うし、もう一度答弁をお願いします。

○鈴木和美君 最後ですが、村上委員長にお願い申し上げます。

私は時間が六十五分しかございませんので、実

憲に書いて十分語をすることができるもんしか
し、自分の心境は今大臣に申し上げたとおりで
す。
國税の職員とか税關の職員の法案がかかるとき
には、大変同僚の皆さんにも御協力をいただいて
附帯決議というのがつけられます。しかし、財務
局の問題について今まで一回もないです。これ
は、私は大変な仕事をやつていると思うんです。
ですから、附帯決議についてもぜひ委員長の御考
慮をいただきたいと思うし、今お話をしたよう
に、あの広告の問題なんというのは、どこからど
こまでが悪でどこからどこまでがいいのかとい
う、なかなか難しい問題もあるんですよ。
だから、単に広告の規則をすればいいというだ
けでなくして、悪退治の方ばかりじゃなくて、善良
な方もやっぱり育成するというような観点に立つ
てほしいし、それから職員の問題についても、単
にこの法案をどうするというだけじゃなくて、今
私が全部話をした五十八年からの新規業務のそ
ういう仕事量に見合った定員というものを再考して
もららうというようなことを、まして本院の皆さん
の御協力を得たいと思いますので、また委員長に
おいても十分再考していただきたいと思います。
○委員長(村上正邦君) 心にとめておきます。
○鈴木和美君 以上をもつて終わります。
○和田教美君 抵当証券の取引につきましては、
これまで抵当証券の発行に関する法律すなわち抵
当証券法、これは存在するわけすけれども、こ
の証券の販売を行う業者に対する法律上の規制が
なくて、貸金業の登録さえあればだれでも抵当証
券の取引を行うことができる、こういうことにな
つておりました。そういうルーズな仕組みが去年
の秋以降一般投資家に販売するモーゲージ証券の
カラ売り、二重売りを行う悪質業者を出現させ
て、そして一般大衆に大きな被害を及ぼした原因
の一つだと言えると思います。

業者について登録制を実施し、その事業に對して必要な規制を行うということを内容とするものであります。我々ももちろんそれは必要だと思ふし、その趣旨には賛成であります。しかし、なぜ昨年ああいう事件が相次ぐ前にこのような規制法の整備が行わなかったのか。例によつて後追い行政に対する政府の責任というものは追及しなければならないと考えております。

そこで、まず大蔵大臣に総括的にお尋ねするんですけれども、今回の規制法によつて購入者保護あるいはまた抵当証券業者の体質改善、こういうものを確保する法の整備が一応整うというふうに考えておられるのか、お聞きしたいわけあります。

○國務大臣(宮澤喜一君) 御審議をいただいておられます法律によりまして、まず抵当証券業者について、これは登録制という、先ほども御質問があつておましたが許可というわけではない、しかし届け出ということでもない、登録ということになりましたして欠格条項を設けた、三年でレビューをするというようなことで、また、その登録を受けました業者が不適切な行為がありましたときには、それについての監督、罰則等を加えまして、それによりましてまず抵当証券業者の側について一つの規制をした。しかし、どちらかといえば、市場経済というものを尊重する考え方の上の規制をしたということです。

それからまた、この購入者に対しましても、それは同時に購入者に対する保護にもなるわけでございますけれども、保管機関というようなことも設けまして、カラ売りあるいは二重売り等々の被害を受けないようにという配慮もいたしました。これは当然でございましょうし、その範囲のことはやはり市場経済の選択のうちであろうというふうにも考えましたので、その程度の購入者の保護を行なう、こういうことでも自由経済の中で起つて

まいりました取り締まるべきゆがみ、不正あるいは詐欺に及ぶような行為等々については、それを

後早急に詰めてまいりたいと考えておる次第でござります。

○和田教美君 次に、第六条一項七号の「適確に運行するに足りる財産的基礎及び人材構成」という問題については既にお答えがございましたから、私も鈴木委員の意見と全く同感で、早くその基準をはつきりする必要があるというふうに思ひます。

そこで、第三条以下で「抵当証券の販売で業として行うもの」は大蔵大臣の登録を受けた法人でなければならぬということ。また、登録申請書が一定の要件に該当するときは登録は拒否されるといふやうの開業規制の条項を設けております。

まずこの法案は、第六条によると「資本又は出資の額が抵当証券の購入者を保護するため必要かつ適當と認められる金額で、「政令で定める金額に満たない場合は登録を拒否する」ということになつておりますが、これは具体的には抵当証券業者の資本金がどの程度以上でなければならないということ

なのか、お尋ねしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 購入者、投資家を保護するためには、抵当証券業者が非常にしつかりしていなければいけない。特に経済的基礎の面において十分なもののがなければならないという要請があるわけでございます。したがつて、このような観点からはある程度高い金額にすることが望ましいということです。しかし、余りにも高くしますと、必要以上に参入制限を課することになるということもござりますので、この両者をいろいろ勘案して今後政令に定めていくということになります心配するわけでございます。

そこで、こういう混乱状態が起ころのを避けるために、例えば登録を拒否された業者が既に販売をしている抵当証券ですね、これを他の金融機関に買取らせるとか、何らかの手段を準備しておкуп必要があると思うんですけれども、そういう対応策について大蔵省はどういうふうにお考えですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 本法案が成立いたしました後、登録を拒否される業者が仮に出てくると約百社あるわけでございますが、恐らく大部分の業者は、既に問題の業者は警察等で検挙しておりましたので、そのまま営業ができるものと我々は一応考へているわけでございます。しかし、そ

ういう中でもなお仮に登録拒否というような事態が起こりましたときに、既に抵当証券を保有している投資家、これをどう保護するかということ

は、委員がおっしゃいますように、非常に重要な問題であろうかと考へておる次第でございます。そしてその場合に、法律上は、この法律が成立しました後半年の間は登録がなくても営業ができるというふうになつております。それが一つの法律上の手当てでございます。

それから、仮に登録が拒否されましても、私法的な関係では引き続きその抵当証券は從来登録を拒否されました抵当証券業者との間で有效でござりますので、そういう面でも法律上は問題がないわけでございます。

ただ、仮に先ほどおっしゃいましたように倒産したというときに問題が出てくるわけであります。が、この場合には法律上この抵当証券保管機構に取り立てその他の委任を、投資家が契約を結びまして、そちらにお願いするという手段もあるわけでございます。場合によりましては、どこかの業者がその抵当証券を引き受けれるということも法律上は可能でございますので、もちろんのそういう措置を念頭に置きながら、遗漏なきよう行政上措置をとつてまいりたいと考えておる次第でございます。

○和田教美君 今のお答えで大体わかりましたけれども、抵当証券に関する団体には抵当証券業懇話会、これは金融機関その他をバックとしているものですけれども、そのほかにいわゆる独立系と言われる三十社ぐらいの業者がありまして、これは任意団体ですけれども、最近日本抵当証券業協会というのを発足させて、二十社程度が加入したといふふうに聞いております。また、法務省系の証券業懇話会に加入をしている業者というのもござります。

ところが、この独立系の一部に大蔵省はどうも登録に当たつて非常に厳しい条件をつけて、抵当証券業懇話会に加入をしておる業者といふことで大体線を引いて、その他の業者はなかなか認めて

くられないのではないかというようなうわさなり、デマかもしませんけれども、そういうものも私は耳にするわけです。そういう画一的な線の引き方ということは私はあり得ないと思うんですけれども、念のためにその点も確かめておきたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 本法案におきまして、大蔵大臣は、登録の申請があつたときは、一定の登録拒否要件に該当しない限りその者を登録しなければならないとされているわけでございました。したがつて、今委員からお話をございましたようにことはあり得ないということでございました。したがつて、要件に合致する限り、登録を受け付けるということをございます。

○和田教美君 次に、この法律によつて新設される抵当証券保管機構についてお尋ねします。

第十八条で、業者は販売を行つた抵当証券をみずから保管することを禁止して、新設する抵当証券保管機構が保管するということになつております。さきにも述べましたように、抵当証券取引に関する悪質な手口は、実際に抵当証券が発行されていないのにモーゲージ証書を売るとかカラ売りする、あるいはモーゲージ証書の水増し、二重売りといふふうなことであつたわけですねけれども、この保管機構に原券を預けることでこのような不正な手口は完全に防げるのかどうか。つまり、保管機構は原券の保管に当たつてその原券に見合うモーゲージ証書が発行されているかどうかを厳密にチェックできるのかどうか、その点をお尋ねしたいと思います。

○政府委員(平澤貞昭君) 今おつしやいました点がこの保管機構の一一番ポイントになる点でございまして、したがつて、この保管機構は抵当証券の原券を保管した際に預かり証を発行するわけでございますが、その場合にはモーゲージ証書ともきちつとチェックいたしましてその対応を間違えないと想ひます。

○和田教美君 今おつしやいました二重売り、カラ売りということが起こらないようになりますという仕組みになつておるわけでございま

す。

○和田教美君 保管機構のチェックによつてカラ売り、二重売りが一應防止できるというふうな前提に立つても、もう一つ問題があると思います。それは、先ほどちょっと出ておりましたけれども、そもそも抵当証券の発行に当たつて担保の十分性が確保されているかどうかをどういうふうな手段で点検をするかということです。

抵当証券における担保の十分性を証する書面として不動産鑑定士による鑑定書がつけられるといふわけですけれども、もしこの不動産鑑定士の土地評価が水増しされて、抵当証券の金額が担保価値以上になつてゐるという場合にどのような手段でチェックできるのか。今後は、例えば土地の値段はむしろ下がつていく、そういうふうにやっていくんだと政府はおつしやつてあるわけですから、担保価値が高くて実際の価値は値下りによります。さきにも述べましたように、モーゲージ証書を発行させる、それに保証印を押す、また保証機関は保証したモーゲージ証書の買い取りも行う、こういうふうなやり方も一案ではないかといふふうにやつてそれ以下になつてゐるというふうなケースもあります。しかしまだ政局はおつしやつてあるわけですから、これは国土省では、国土厅としてはどういうお考へで指導していくくつもりかお答えを願いたいと思います。

○説明員(森悠君) 不動産鑑定士の指導につきましては、これまで不動産鑑定士等の団体でございまして、社団法人日本不動産鑑定協会を通じましてその資質の向上等に努めてまいつたわけでございまして、かなり詳細な通知を発しまして、また会員広報とか講演会等によりまして啓蒙活動を行つてきましたところでござります。

この結果、現在では不動産鑑定士は抵当証券発行に伴います鑑定評価について十分享識するに至つておりますので、今年の十二月に同協会からその留意点等につきましてかなり詳細な通知を発しまして、また

○政府委員(平澤貞昭君) 保証することによって、より投資物件としての安全性を確保していくという点は一つの検討に値するお考へかと思いますが、ただ、いずれにしましても現実にはほとんどの抵当証券会社が既に保証を行つております。

さらに、今回の法案によりまして開業規制、行為規制、その他非常に投資家保護のための規制を強化しておりますので、そういう意味では従来に比べまして抵当証券の信用度は非常に高まつたと考えられるわけでござります。

しかし、いずれにしましても将来そういう問題についてどう考へいくかということは当然一つの課題としてあるわけでございまして、今度の法律でこの抵当証券保管機構に調査及び研究の機能を与えておりますので、今後そこでこの問題について研究させるということも考えられるというこ

とでございます。

○和田教美君 この法案は、例えば第十六条を読んでみると、「抵当証券業者は、抵当証券の販売に係る契約を締結したときは、」云々というふうな書き方で、あくまで発行された抵当証券の原券

でなくて、支払い保証機関をつくるということが必要でないかどうか、業者によつては自分で保証するというふうなところが多いわけですねけれども、それが十分でないということであれば、支払い保証機関というものを考えたらどうかというふうに私は考へるんです。

例えば保証のやり方として、この支払い保証機

構に業者から財源をそれぞれ出資させて、その運営利益等によつて保証財源をつくる。そして、この保証機関は抵当証券原券を業者から預かるとき

にその保証額を決定して、その範囲内でモーゲー

ジ証書を発行させる、それに保証印を押す、また

保証機関は保証したモーゲージ証書の買い取りも

行う、こういうふうなやり方も一案ではないかと

いうふうに思ふんですけれども、これは今後の研

究課題として検討される価値があると思うん

がいかがですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 保証することによつて、より投資物件としての安全性を確保していく

という点は一つの検討に値するお考へかと思いま

すが、ただ、いずれにしましても現実にはほとん

ども、やはりそういう感じがいたしますけれど

も、どうも第十六条に書いてある「書面」という

ものは、今のモーゲージ証書そのものではないよ

うな気もするし、その点が非常に不明確になつて

いると思うんですけれども、その点はどうです

か。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員の御指摘の点は

抵当証券法の問題であるとか存じます。したが

いまして、法務省の所管になる事項が大部分かと

思いますが、今回のこの抵当証券業の規制法にお

きましては、証券法そのものは改正いたしません

で、いわゆる投資家保護の観点から必要な措置を

とつていているわけでござります。したがいまして、その中で投資家をどう保護していくかと

いう観点から法整備を行つたわけでござります。

したがいまして、本法案では、先ほど委員もお

つしやいましたように、モーゲージ証書による販

売方式は当然前提になつておりますので、例えば抵

当証券の販売に係る契約を締結したときは、一定

を販売するという建前で書かれております。しかし、実際には抵当証券業者は、先ほどから話が出ておりますように、抵当証券の原券を購入者に直接渡すのではなくて、そのかわりに購入者にはいわゆるモーゲージ証書、これを交付するという販売方式をとつております。

ところが、この法案の文言を読んでみると、

このモーゲージ証書に関する的確な条項はどうも見当たらないようには私は思ひません。昭和六年に施行された抵当証券法はもともと抵当証券の販売がこういうモーゲージ証書方式で行われることを

全く想定していなかつたからこれに関する規定がないのは当然だと思ひますけれども、せつかく

新しく規制法をつくつてやるというのなら、この機会にモーゲージ証書というものの法的性格、

例えば共有持分権方式、荷預かり証であるとか

どうとか、そういう性格などについてもつと明確な規定を置いてらうかと思うんですけれども、

いうふうに思ひますけれども、これは今後の研

究課題として検討される価値があると思うん

がいかがですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 保証することによつて、より投資物件としての安全性を確保していく

という点は一つの検討に値するお考へかと思いま

すが、ただ、いずれにしましても現実にはほとん

ども、やはりそういう感じがいたしますけれど

も、どうも第十六条に書いてある「書面」という

ものは、今のモーゲージ証書そのものではないよ

うな気もするし、その点が非常に不明確になつて

いると思うんですけれども、その点はどうです

か。

○政府委員(平澤貞昭君) 今委員の御指摘の点は

抵当証券法の問題であるとか存じます。したが

いまして、法務省の所管になる事項が大部分かと

思いますが、今回のこの抵当証券業の規制法にお

きましては、証券法そのものは改正いたしません

で、いわゆる投資家保護の観点から必要な措置を

とつていているわけでござります。したがいまして、その中で投資家をどう保護していくかと

いう観点から法整備を行つたわけでござります。

したがいまして、本法案では、先ほど委員もお

つしやいましたように、モーゲージ証書による販

売方式は当然前提になつておりますので、例えば抵

当証券の販売に係る契約を締結したときは、一定

の事項を記載した書面の交付を義務づけておると、この辺にはやはりモーゲージ証券やその販売約款等を念頭に置いて、それを投資家保護の観点から規定の整備をしているということです。

○和田教美君 それでは法務省の方いらっしゃりますか。

今のお話で、大体これは抵当証券業の問題だということでございましたけれども、抵当証券法にモーゲージ証券に関する部分を新しく加えたものにしていくという考え方について、法務省はどういう考え方ですか。

○説明員(永井紀昭君) ただいまのお話は抵当証券法にモーゲージ証券を入れるというそういう趣旨でございます。

○和田教美君 それを聞いているだけです。だからそういうことを、抵当証券法を変えていくということを考えるのかどうかということです。

○説明員(永井紀昭君) 現在のところ私どもとしては、モーゲージ証券の動向と、いうものを必ずしも正確に把握しておりませんが、将来的にこれを検討すべきだという意見も研究会等でもございました。しかし、現段階では私どもは、この証券法そのものをモーゲージ証券を含めて規定するということは考えておりません。

○和田教美君 そうすると、そのモーゲージ証券の性格といふ問題は行方不明になっちゃうわけですね、どちらもやらないということですか。その点は大蔵大臣ですか、今の問題は。

○政府委員(平澤貞昭君) 法律問題でもございまして、私の方からまず御答弁申し上げたいと思いますが、いわゆるこのモーゲージ証券は抵当証券の売買の事実を明らかにするとともに、売買の対象となつた抵当証券を抵当証券会社が保護預かりしているという事実を明らかにする、いわゆる証拠証券でございまして、このようなモーゲージ証券による販売方式は、日本の民事法のもとで契約自由の原則、あるいは私法的自治の原則により、当事者間で合意されればこれは認められる。

したがつて、極端に言えば違法性はないということがございまして、そういうもとでこのモーゲージ証券は現在実際に使われている、こういうことでござります。

○和田教美君 しかし、購入者の立場から見ると、実際に自分が持っているのはモーゲージ証券なんですよ。その法的性格なり原券との関連性なんというようなものが、今のお話を聞いているとさっぱりはつきりしないわけですね。そういうものを持たされているというの是非常に不安ではないですか。その点はもとと今度の、今すぐというわけにはいかないかもしれませんけれども、検討課題として政府内部でもっと調整をする必要があるのではないかと思うのですがいかがですか。

○政府委員(平澤貞昭君) その点につきましては、モーゲージ証券のほかに保管証といふもの、これは普通はあわせて後考えていかざるを得ないと思うのですが、それによって抵当証券を保管機構で預かっているということもきっと対応関係を明らかにしてやつておりますので、そういう意味では、この投資家保護の点では欠けるところがないというふうに考えたわけでござります。

○多田省吾君 重複する点もあるうかと思いませんが、引き続いて法案につきまして御質問いたします。

まず、法務省にお尋ねいたしますが、抵当証券法が制定されたのは昭和六年と伺っております。その目的は、金融機関の不動産担保貸付けの流動化を図り、中小金融機関の倒産を防ぐことにつて十分あり得ると考へておる次第でござります。

○和田教美君 最後の質問ですけれども、抵当証券がこれだけ急速に発展してきたという一つの理由は、利子に対する課税が今まで難所得の特別控除ではなく課税されないということがあつたわけですね。ところが、今度の所得税法等の改正で、来年四月から抵当証券の利子に対しても一律二〇%の分離課税ということになりました。

そこで、今回の税制の変更が今後抵当証券取引あるいは発行にどのような影響を及ぼすというふうに見ておられるのか、大蔵省の見方をひとつお聞きしたい。そして私の質問を終わります。

○政府委員(平澤貞昭君) 今回の税制改正によりまして、抵当証券と他の金融商品、預金その他がございますが、との間の税の上の扱いは二〇%ということで分離課税で一律になつたわけござります。その意味で税の上では全くイコールフツ

ティングになつたということでござりますので、今後その税引き後の利回りがどうなるかということが、この投資家の金利選好と絡んで、抵当証券という商品が伸びていくのかどうかということにかかるわつてくるかと思います。ただ、御存じのように、抵当証券は利回りそのものがほかの金融商品に比較しますと高くなつておりますので、したがつて、その意味での有利性はなおあるのではないかというふうに考えられるわけでござります。

○多田省吾君 重複する点もあるうかと思いませんが、引き続いて法案につきまして御質問いたします。

まず、法務省にお尋ねいたしますが、抵当証券法が制定されたのは昭和六年と伺っております。その目的は、金融機関の不動産担保貸付けの流動化を図り、中小金融機関の倒産を防ぐことにつてやつとそのデメリットに歯どめをかけようとしております。余りにも遅過ぎると言わざるを得ません。被害者が出ないうちに対策を立てることが政府の役目だと思います。それに、生じた事件に関しましても私は責任を感じていただきました。

○多田省吾君 昭和六年にこの抵当証券法が制定されましたのは昭和二年の金融恐慌を契機としたということです。その当時の提案理由はただいま委員御指摘のとおりでござります。あるいはマルチ商法というようなものがありましたが、昭和四十五年ごろ本委員会におきまつたけれども、昭和四十五年ごろ本委員会におきましてもネズミ講が初めて質疑されました。その時は福田大蔵大臣でありましたけれども、翌年脱税ということで摘発され、しかし法案ができるまで数年かかっておりました。その後、土地対策にしましてもこの抵当証券業対策にしましても、国民の間に被害が広がつて、司法が動き出し、マスコミがそれを報じてから重い腰を上げると、このような姿でござります。

大蔵省の機構にもやはり財務局、あるいは地方政府には財政担当部門があります。なぜこのような被害を未然に防止できなかつたのか大変残念に思つてございますが、これからますますマル優の原則廢止も重なりまして、さまざま金融商品が国民に選択されるようになつております。その中には、国民が被害をこうむるものがあつた結果出ないとも限りません。政府はどのような措置を講じてこれを未然に防いでいくかお尋ねしたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) 御指摘のように、かな

り古い法律によって認められた制度が、長い時間たちまして今回のような商品になつてきただといふこと、それは考えてみれば、市場経済においてそうなるだけの理由があつてそういう商品が生まれたというふうに考えていくべきだと思ひますので、そのこと自身が不適当である、間違つておるというふうに考えるべきではないと思ひます。ただ、そういう商品が流通をしていく中にあつていわばそれが不正な手段の対象になる、あるいは投資者側が十分知識がないといったいろいろな理由があるにしましても、その不正に乗せられるというような結果になるに及びまして、それは詐欺であるといつて法に問いましても事後の処置にしかなりませんので、やむを得ず最小限度の規制を行うと、そういう一つのこれは事例であつたと思ひます。

私たちも、そういう市場経済の中から取引が自然に生まれるということ自身はこれはそれでよろしいことだと思っておりまして、政府の任務は、

そのような中でいわば弱いと申しますかあるいは十分に知識を持っていないと申しますか、そういう人々がそのような詐欺等に遭わないよう、遺

つていいように、そういう意味での保護を両方の側に向かつて規制を行なうことがこのたびの法律であろうと思いますので、これは弁解を申し上げるという意味ではございませんで、本的にそのような現象が起つてまいりましたときに最も限度の規制なり保護なりを考えるという、そういう行政の姿勢でよろしいのではないか。幾らか手おくれになりましたことは残念なことでござりますけれども、立法の趣旨はそのような趣旨でござります。

○多田省吾君 今回の制度で抵当証券保管機構ができるわけです。しかし、これは保管であつて保證ではありません。投資家は、抵当という土地を

バックにしたものであれば絶対大丈夫であると考へます。抵当証券といえども、他の株式などの金融商品と同様に、得もすれば損もするんだといふ認識が国民の皆さんに知つていただかなければ

ならないことだと思いますが、この抵当証券の持つデメリットの部分として考えられるものを挙げていただきたい。

○政府委員(平澤貞昭君) 抵当証券取引は特定の

債務に係る債権の譲渡であるわけでございます

が違つてしまりますとおのずからリスクに差が出

てくるという点で、通例の金融商品ですとそ

う意味でのリスクの点で同じ商品は大体同じよう

なりリスクということでございますが、この場合は個々によつてそういう差がかなりあるという点が一つ挙げられます。

また、抵当証券会社が間に立つておるわけでござりますが、これがデフォルト、破産したような場合には、購入者がみずから取り立てを行なわざるを得なくなるという問題も從来から指摘されてきたところでございます。したがつて、こうした点から言いますと、抵当証券は預貯金等と比較して金融商品として差があるというふうに言われるわけござりますが、そのかわり、メリットの方に見るかもしれません、利回りは若干高くなるという点でござります。

したがつて、今回の法改正におきましてはこのデメリットの点をできるだけなくす方向で法改正を願いしているわけございまして、そういう意味では本法案は今後抵当証券が健全に流通していく上にプラスになるというふうに考えております。

○多田省吾君 抵当証券保管機構についてもう一

点お伺いしたいのですが、一つは取り立てを代行できるとあるが、どのような方法で行なうのか。二つは機構がどの程度の人員と経費を必要とするのか。三つは実際の業務は他に委託するとありますか。その方法はどういうものか。以上、この点。

○政府委員(平澤貞昭君) 第一の取り立て代行の

電話でござりますけれども、これは抵当証券会社が仮にその正常な業務運営に支障を来たしたような場合、破産したような場合に、購入者がみずから

ならないことだと思いますが、現在ほとんどが百万円前後でございますけれども、本法案ではこの購入者が

そういうふな場合には抵当証券保管機関に取り

立ての代行を頼むことができるというふうになつてあるわけでございます。したがつて、保管機関との間で取り立てについての委任契約を締結する

等によって元利金の弁済を受けることができるといふことがあります。

それから二番目の、機関はどの程度の人数と経費という点でございますが、これにつきましては、ここへの手数料が結局コストとなるものですから、できるだけそういう点では必要最小限の機構にしていくより効率的なものをできるだけ考えていくといふことがあります。

ただ、余りにもそういう点では節約いたしますとまた機構が十分に動きませんので、その辺の兼ね合いを考えながら機構をつくつていくということにならうかと考えております。

それから、業務は他に委託することができますといふになつておりますが、これは主として抵当証券の保管を委託するということにならうかと思ひます。保管されている抵当証券の実質的な管理や保管証の発行など保管機関の中枢をなす業務につきましては、先ほども御答弁申し上げました

が、機構自身が行なうということになりますので、

そういう物理的な保管等が委託されるということ

であります。

○多田省吾君 現在、抵当証券は現実的には幾らかのモーゲージ証書になつて販売されておりますけれども、その額面は五十万円から百万円がほとんどあります。それが今度の制度下でどうなるのか。また、債務者にとって自分の抵当証券がだれに購入されているかを知る方法はあるのか。また、何分割されているかについて知る方法があるのか。また、債務者にとって自分が購入したモーゲージ証券が何分割されたうちの一つかも知りたいと

思ひますが、知る方法があるのか。その点お答えいただきたい。

○政府委員(平澤貞昭君) まず、モーゲージ証書

の元利金の取り立てを行なわざるを得なくなるわけ

でございますけれども、本法案ではこの購入者が

それまでこの金額についてはさほど大きな変更

は起こらないのではないかというふうに予想して

いるのでございます。

それから第二の、債務者が、結局抵当証券がだ

れに購入され、何分割されているかという点を知

ることができます。

そこで、債務者は、この法律が制定されると

そのまま抵当証券を発行することは最初の契約におい

て債務者との間で明確になつておりますので、そ

の抵当証券は発行されているしかしそれを一種

の担保みたいにして預かり証等を出して、さらに

分割して売れてるという点につきましては、債

務者がこの事實を知りませんでも特にその保護の

上で問題はないのでございまして、したがつてこ

の点は債務者が制度の上では知り得る状況にはな

いと、いうことでござります。

他方、投資家にとりまして、自分は抵当証券の

どの部分を、何口に分けたうちの一囗を買つてい

るか等々について知ることにつきましては、やは

りその意味での利益があるのでござりますので、投資家が購入した抵当証券につきましてモー

ゲージ証書その他を出すわけでございますが、そ

の証券の番号、登記所の表示、それから証券作成

の年月日、債権の元本及びその弁済期等を記載さ

せまして、分割して購入した投資家にもそれを知

り得るようにする方向で、現在その書面にどうい

うこと記載させるかについて、検討していると

いうことでござります。

○多田省吾君 私は、最後に財務局の方々の増員問題で大蔵大臣にお尋ねしたいと思います。

国税あるいは税關關係職員の増員に関しましては、本委員会でもいつも附帯決議がついているわ

けでございます。私は、昨日も全財務労組の方々

からお聞きしたのでございますが、先ほど鈴木委員からも御質問ございましたように、財務局の職員不足で大変仕事が過重になつていると思いま

す。労組の方々のお話によりますと、財務局の職場では昭和四十三年度から始まつた十九年間の六

次にわたる定員削減計画によつて千八百一名が削減され、その純減率は二七・二%に及んでゐる。ちなみに、過去五年におきましても新規業務等による定員増が三十九名に達しまして、減員は四百二名、差し引き純減三百六十三名に及んでいる。ところが、過去五年で見ましても貸金業監督業務、たゞこ業務に加えて昨年十一月から投資顧問業務、監督業務の新規業務も行つておられる。

○近藤忠孝君 宮澤大蔵大臣とは再び委員会で相
まみえまして、引き続いてですから改めてといふこと
ではないのですが、ただ竹下内閣の大蔵大臣
でありますので、最初に若干大蔵大臣に基本的な
姿勢に関して質問をしたいと思います。

と私ども思い当たりませんけれども、しかまことに遺憾なことでありますし、従来から注意はいたしておりますつもりでございましたが、特に今回のこのような出来事を真剣に受けとめまして、関係者に対して職員に十分注意を喚起するよう伝えたところでございます。

今後、一層緊張いたしまして、組織を挙げてこのようなことが二度とございませんように注意をとらねばなりません。

されもいなくなつたところでおどかして、そして
今度またすかして金を要求した、こういうことら
しいんですよ。だから、こんなことを発生させる
土壤があつたんじゃないかと思うんですが、それ
についてもう一度大臣の所見をお伺いしたい。
○政府委員(日向隆君) 大臣から先ほどお答えし
ていただきました点と一部重複する点についてお
答えをいたしたいと思いますけれども、ただいま
委員が御指摘になりましたように、最近、直接税
務行政に携わる者または税務行政に関連して幾つ
かの非行が発生し、新聞等にも報道されているこ
とは事実でございまして、私どもまことに遺憾と
思う次第であります。

私どもとしましては、税務行政の適正円滑な執
務を図るためには、罰則を厳正に保寺し、もつて

思ふが第1章では、私どもとしましては、税務行政の適正円滑な執行を図るために、綱紀を厳正に保持し、もつて税務に対する国民の信頼を確保することが不可欠であることを、今後

も綱紀の厳正の保持については国税局長会議を始め、各種の会議において機会あるごとに繰り返し職員の注意を喚起するつもりであります。特に最近における、今委員が御指摘になりました山形事件を初め、これらの事件については真剣に受けとめて、事件の発生に關係のあると思われる日

常の事務管理及び職員の身上把握についての適正化等について具体的に重ねて注意を喚起しているところであります。また、非行事件の関係者についても、処分すべき者については厳正な処分を行つてあるところでござります。

今後ともこのようなことが二度と起らぬよう最大限の努力をしてまいりたい、かように考えております。

○近藤忠孝君 山形の渡辺という人物は处分はありませんでしたか。少なくとも私が行つたときだから事

りましたか。少なくとも私が行つたときだから事件発生後五十日たつていたけれども、何の処分もなかつたんですが、どうですか。

○政府委員(日向隆君) この事件につきましては司法当局の手によつて取り調べが行われておりますが、私どもが、正直申し上げまして、事実確認をするのに若干時間をとつたところでございま

そこでお伺いしたいのは、なぜこういう事件が多発し集中したのか、これに対する、こういうもののを防止する措置について、大臣のお考えをお聞きをきしたいと思います。

○國務大臣(宮澤喜一君) このような事件が相次いで発生をいたしましたことはまことに遺憾なものでござります。

この際、どうして相次いで発生したか、何か

だからそういう意味で、この場合は署長あるいは国税局の幹部の体質だと思うんですが、この辺に対しても大臣からも厳しく指導してもらいたいと思うんですが、いかがでしょうか。特にこの渡辺という男はとにかく大変厳しい税務調査で非常に評判の悪かつた人です。たまたま調査へ行つて、人が一人おつてもだめだと言つて排除しまして、

○近藤忠孝君 山形の渡辺という人物は处分を受けるべきだから、事件発生後五十日たつていただけれども、何の処分もなかつたんですが、どうですか。

○政府委員(日向隆君) この事件につきましては、司法当局の手によつて取り調べが行われておりますが、私どもが、正直申し上げまして、事実確認をするのに若干時間をとつたところでございま

す。

〔理事樋原清君退席、委員長着席〕

私どもいたしましては、その後事実確認をいたしましたて、渡辺孝芳統括官につきましては十二月一日付をもつて懲戒免職処分にいたしております。

○近藤忠孝君 次の問題は、本法案と関係しますが、土地の投機の問題との関係です。

大臣に質問をいたしますけれども、きょうはその一端として実は抵当証券業者が土地投機にかんで

いる、そんな事例が最近大分出てきておるんです
が、その辺の事情は局長つかんでいますか。

○政府委員(平澤貞昭君) その実情はつかんでお

りません。

○近藤忠孝君 となると、ちょっと私心配でしてね。きのう私このコピーを見に来た人にお渡ししましたけれども、大体この辺は西麻布三十日の土

地で、地価暴騰の一つの代表的な事例と言われて
いる土地なんです。その土地について日本生命

系のニッセイ抵当証券、これが七十億、それから

地銀生保住宅ローン、五十億の融資を受けていま
す。これは根抵当でなくて普通の抵当権ですから

全額出していますから、恐らく抵当証券をここで
設定したんだろうと、こう推察をします。この例

だけじゃなくて、今の所有者は麻布土地ですが、
芝興産という不動産会社の所有の土地に日本モー

ゲージが昨年の八月に七億円、それからさらに四
月に十五億円、さらに今度は原宿駅に近い土地に
ついて日本抵当証券が七億、さらに一億と、こう
いう出資があつていずれも地上げの地域に関係を
しておるんです。

私が心配をしますのは、地価高騰、急騰ですか
らね、私あした大臣に資料もお示ししますけれど
も、わずか一年、二年の間に二倍、三倍ですよ、
抵当権のつき方を見て。そういう急騰土地は場合
によつたらまたがたつと落ちる可能性があります
ね。また、落ちてしかるべきだし、私はそういう

方策はあした提起したいと思うんですが、となり

ますと、こんな急騰土地に抵当証券がどんどん設
定され、それが売り出される、これはやつぱり大
きのうもやりましたし、またあしたも大蔵大臣
と土地特別委員会でお会いします。また私あした

大臣に質問をいたしますけれども、きょうはその

一端として実は抵当証券業者が土地投機にかんで
いる、そんな事例が最近大分出てきておるんです
が、その辺の事情は局長つかんでいますか。

○政府委員(平澤貞昭君) その実情はつかんでお

りません。

○近藤忠孝君 となると、ちょっと私心配でして
ね。きのう私このコピーを見に来た人にお渡ししま
したけれども、大体この辺は西麻布三十日の土

地で、地価暴騰の一つの代表的な事例と言われて
いる土地なんです。その土地について日本生命

系のニッセイ抵当証券、これが七十億、それから

地銀生保住宅ローン、五十億の融資を受けていま
す。これは根抵当でなくて普通の抵当権ですから

全額出していますから、恐らく抵当証券をここで
設定したんだろうと、こう推察をします。この例

だけじゃなくて、今の所有者は麻布土地ですが、
芝興産という不動産会社の所有の土地に日本モー

ゲージが昨年の八月に七億円、それからさらに四
月に十五億円、さらに今度は原宿駅に近い土地に
ついて日本抵当証券が七億、さらに一億と、こう
いう出資があつていずれも地上げの地域に関係を
しておるんです。

私が心配をしますのは、地価高騰、急騰ですか
らね、私あした大臣に資料もお示ししますけれど
も、わずか一年、二年の間に二倍、三倍ですよ、
抵当権のつき方を見て。そういう急騰土地は場合
によつたらまたがたつと落ちる可能性があります
ね。また、落ちてしかるべきだし、私はそういう

一つふえていく感じなんですが、今も答弁のとおり

直接の監督対象でないわけですね。土地高騰に
ついては——サラ金法案をここで審議しました
が、貸金業者について一定の規制、しかしこれは
あくまでも外形的な部分に対する規制で、融資の

中身に対する規制じゃありませんから、融資の中
身に対するチェックとしてはこれは金融機関の不
当な融資ということの大問題になつて、それで銀
行局長通達なども出て、私はまだ不十分な面もあ
るし、またそれはあした指摘しますけれども、私

は、遅過ぎたという面もあるけれども、それなり
に一定の効果はあるんじゃないかと思うんです。

ただ、この銀行局長通達の及ぶ範囲、直接指導で
きる範囲が限られています、これは先週の土壤

の衆議院において我が党の工藤議員が具体的な
事実で指摘をし、それは谷間だらう、盲点だらう
という大臣の答弁もあつたんですが、そういう意
味では、この抵当証券業者が不動産投機に手を出
す、地価つり上げに手をかすというのは、その分
野については大蔵省としてはやつぱり谷間、盲点
と言わざるを得ないんじやないかと思うんです
が、いかがですか。

したがいまして、大蔵省としてはそういう意味
では直接にこういう問題について法律上一般的な
監督権はないわけでございますが、しかし御存
じのように、最近投機的な土地取引において貸金
業者を対象とし、それを規制するという観点
から貸金業法というのではできないわけでござい
ます。

したがいまして、大蔵省としてはそういう意味
では直接にこういう問題について法律上一般的な
監督権はないわけでございますが、しかし御存
じのように、最近投機的な土地取引において貸金
業者その他がそういうものを助長している面もあ
るかも知れないということから、大蔵省の直接監
督しております金融機関の関連会社である貸金業
者に対しましては、金融機関を通じまして特別ヒ
アリングその他をやることによって厳しく、最近
ですが、監督規制を行つてているところでございま
す。それとともに片方、貸金業者の方も、これは
大蔵省と直接関係はございませんが、そういう意
味での自主規制をやつておりますけれども、やつ
たところをございます。

○近藤忠孝君 さつきも申し上げたとおり、抵當
証券業者が何十億という単位で融資をし、そして
この抵当証券を設定しているわけですね。結構大
きい、また地上げに相当やつぱり影響を持つもの
を通していまして、私は現行法で難しいことはわか
るんですが、だから大臣に質問したのは、立法措
置も含め、また指導も含めてあらゆる角度からも
う一步踏み込むということを考えていかがかと
いうのが私の提案を含めた質問なんですが、いか
がですか。

○国務大臣(宮澤貞昭君) ただいま申しましたよ
うなことでござりますから、事実問題といたしま
して、不正はもちろんございますが、不当と思
われるような融資にわたりませんようにできるだ
け注意をいたしてまいります。

○近藤忠孝君 今具体的に指摘したように、やつ
ぱり相手は次から次にいろんなことを考へ、いろ
んなことが出てくるんですね。そうであるだけ
に、やつぱりこれを監督し、指導する大蔵省の現
場の職員は大変だと思います。先ほど来鈴木委
員、多田委員からも出ておつた財務局、財務職員
の仕事は大変だと思いますね。一つは、やつぱり
国民のための仕事、地価暴騰を許さぬという面、

へ踏み込むことだと思いますので、これは局長段

階じやなくて、大臣としてそういうところの検討
を始め、またチェックする方策を考えるべきでは
ないかという質問をしたわけなんです。

○国務大臣(宮澤貞昭君) まず、貸金業者に対し
ましては、貸金業法そのものはそういう権限を私
どもに実は与えていないわけでございますが、金
融機関との関連がございますと、その関連で銀
行局長通達等についての融資につきまし
ては十分注意を喚起いたしたところでございま
す。

それから、抵当証券業者に対するとしても、そ
ういう意味での法的な権限はあるとは申せないと思
いますが、一般的な指導と申しますか、協会等々
を通しましてそういうことはできるだけ事実問題
としてやつてまいりたいとは思います。

○近藤忠孝君 さつきも申し上げたとおり、抵當
証券業者が何十億という単位で融資をし、そして
この抵当証券を設定しているわけですね。結構大
きい、また地上げに相当やつぱり影響を持つもの
を通していまして、私は現行法で難しいことはわか
るんですが、だから大臣に質問したのは、立法措
置も含め、また指導も含めてあらゆる角度からも
う一步踏み込むということを考えていかがかと
いうのが私の提案を含めた質問なんですが、いか
がですか。

○国務大臣(宮澤貞昭君) ただいま申しましたよ
うなことでござりますから、事実問題といたしま
して、不正はもちろんございますが、不当と思
われるような融資にわたりませんようにできるだ
け注意をいたしてまいります。

○近藤忠孝君 今具体的に指摘したように、やつ
ぱり相手は次から次にいろんなことを考へ、いろ
んなことが出てくるんですね。そうであるだけ
に、やつぱりこれを監督し、指導する大蔵省の現
場の職員は大変だと思います。先ほど来鈴木委
員、多田委員からも出ておつた財務局、財務職員
の仕事は大変だと思いますね。一つは、やつぱり
国民のための仕事、地価暴騰を許さぬという面、

それは一つの面ですが、たくさんあると思うんですが、そういう面。しかし、人は減つてはいるといふ点では、私はこれは鈴木、多田委員と全く同意見でありますので、ひとつこれは実現方お願ひしたいと思います。これは要望だけで質疑に入つてしまふ。

次に、内容上の問題として、今回登録制にした

んですが、免許でなく登録制にとどめた理由は何

でしょか。

○政府委員(平澤貞昭君) 開業規制につきましてはさまざまに議論が抵当証券研究会にもございました。先ほども御答弁申し上げましたが、届け出がないのではないかという考え方、それよりも、より規制が強くなりますが、登録がいいのではないか、さらに銀行等と同様に免許、認可等にかかるらしめではどうかという議論等があつたわけでござります。

その場合に、規制を強くいたしますと、いわゆる投資家保護という点では十全を期すことができるのでござりますが、片方では、余りにもこの規制を強くいたしますと、営業の自由をできるだけ尊重するという観点からは問題もあるわけでございまして、この両方の考え方の中できりぎり議論した結果、登録制が適当であるという結論に至りました。報告書にもそのように書いてございまして、御審議いただいております法案にも登録制ということで御提出申し上げている次第でござります。

○近藤忠孝君 この登録要件の審査について先ほど来幾つか質問がありましたが、銀行法の場合には申請者が銀行業者足り得るかどうかをこれは積極的に審査する、こういふ仕組みになつていまます。本件の場合は、先ほどのような規定はあります。一応この登録要件を審査するということで銀行法ほど踏み込んでやつぱりやらないんじゃないかなという感じはするんですが、その点はどうか。

例えば六条の最後のところの「財産的基礎及人構成」、「財産的基礎」の方は質問がありまし

たが、「人的構成」については——いろんな経歴を持つ人物がおりますね、例えは豊田商事でいろんなことをやつてきたのが紛れ込んでくる、あるいはそのほかのですね。その辺までの審査をするのかどうか。これは経歴書を出させて、うそを書いておつたらそれを理由に免許を取り消しちゃうことも可能ですから、そういう人面などでかなり

チェックできるようになるのかどうか。その辺、チェックで実現すると思うんですが、どう考えておいでか、いかがですか。

○政府委員(平澤貞昭君) 抵当証券業者の信用度というのは、これは投資家保護のためにはできるだけ高く保つ必要があるわけでございまして、そういう意味では、登録を受け付ける際には十分に審査を行いたいと考えておるわけでございます。例えば役員等につきましては、禁錮以上の刑に処せられ、三年を経過していない、そういう者はだめでございませんし、傷害、脅迫、背任等の罪を犯して罰金刑に処せられた者等々につきましては登録を拒否するということにもなるわけでございまます。さらに、審査に当たりまして、具体的には役員等の履歴書、住民票等々を添付書類として提出させ、そういうものを参考いたしまして十分に審査したいと考えております。

○近藤忠孝君 その場合の審査がこの法律に書いてあるいろいろな禁止事項、否定的な事項だけの書面審査で終わるのか、それとも一步踏み込んで、例えば刑罰に処せられないけれども、実質的に、一例として豊田商事においてあれこれのことをしてきたが、たまたま逮捕、起訴はされていないというような人物でもそういう経歴などを考慮して「一」と言うのかどうか。その辺のいわば

○近藤忠孝君 同じ答弁ですから時間のむだなんでこの辺でやめておきますけれども、私は通達でこの辺でやめておきますけれども、私は通達でかなり厳格な事項を決めておくことは大変立つと思うんです。この点では、サラ金法案は衆議院の方はさあと通つてしまつたけれども、さすがに良識の府で、参議院の大蔵委員会は相当徹底的に審議まして、各野党相当厳しく指摘しました。私が大体大蔵省を褒めたのは余りないだけれども、あの通達は褒めましたよ、これはよろしいと、これで大分効果上げるんじやないかと。その結果、問題のあつた業者は大体淘汰されてきましたよね。この法律そのものはまだまだき間だらけだけれども、そういう点では通達の段階でちつとやりますと相当効果が上がるんじやないかと。その点は

は目を光らせていきたいということでございます。

○近藤忠孝君 目を光らせるのは結構なんですが、ただここに書いてあるいろんな不適格事項とくまでも類型であつて、当てはまらぬものもありますね。大事なことは、刑罰に触れてなくたって、かつてのことから見て、例えばあちこち会社を倒してきたとか、詐欺罪までいかぬけれども詐欺的なことをずっとやつてきたというようなことはそれなりに情報でわかる。過去の先例、幾つかのそういう不當な事例、違法事例、そういうものに踏み込んだ審査をするのかどうか。今の局長の答弁ではどうもちよとよくわかりませんし、その辺を通達でどういう表現でそこをきちつと押さええていくのか。これは大事なことなんですよ。どうで

す。しかも、複数裏書を強制したらいじやないります。

その一つは裏書の問題ですね。裏書が白地の場合は、抵当証券上、抵当権を含めた債権を承継できない、ということが問題になつておるわけです。今まで裏書がなかなかされない理由として、裏書がたくさんあつてとてもそれは証券上書き切れないところが一つの問題だったようですね。問題は、じゃ裏書を強制したらいじやないかというんだが、なかなかそれができないない。先ほどの答弁では、なるだけ裏書をさせるようになります。複数裏書もさせますということなんですね。問題は、じゃ裏書を強制したらいじやないかといふと、それは証券上書き切れないところが一つの問題だったようですね。しかし、複数裏書を考えようになりますと私はこれは可能だと思うんです。あとは事務的な、技術的な方法で可能だと思います。そして裏書がなければ保管機構は預かり書を発行しないというぐあいにしゃべれば、裏書は完全に実行されますよ。裏書が完全に実行されれば、これは購入者の権利保護には格段の保障がされる、だからそれをやつたらどうですか。

○政府委員(平澤貞昭君) この抵当証券の裏書の問題特に白地式裏書の効力につきましては、抵当証券法が昭和六年に立法されました当時から議論がいろいろあつて現在までその議論が続いているわけでございます。片方におきましては若干白

地裏書の譲渡は疑義があるという意見もあるわけでござりますけれども、一般的には問題ないとうことで現在まで來ているわけでございます。しかし、この問題の最終的な判断はやはり裁判所の判断にゆだねられるべき問題であると我々考えているわけでござります。しかし、この問題の最終的な判断はやはり裁判所の機会はないというふうでござります。

○近藤忠孝君 白地裏書でも問題ないと局長おっしゃいますけれども、実際は大問題で、先例、判例がまだほとんどないだけに問題が起きてないだけで、法務省に聞いたら、それはやつぱり否定的

に解釈せざるを得ないということです。

実際の破産の現場などでは、どうも抵当権を承継したとは実際されないまま倒産した抵当証券会社に対する一般的な債権者にすぎないと、そういうのでは、これは権利を保護されないという、そういう実情に実際これはあるようです。だから、いかに銀行局長がここで保証したって、裁判所でこれを否定されたら、その証言を信用していいと思つておつた人はみんな損失ちやうのだから。私はそうじやなくて、裁判所や実務の現場では決してそうなつていないと、そういうことを前提に、やはりこれは裏書をむしろしつかりさせていく。複数裏書をさせようということになれば、あとはどうやつていいか幾らでも工夫はあると思いますね。だから、それはぜひそういう角度をひとつ進めるべきだ。今言ったような大丈夫だというようなことじゃない、まだそこは確定していないし、現場じや例えではどうやつて倒産した場合に執行するのか何もわかつてないと言ふんです。法務省に聞いてもよくわからぬし、実際関与して事件を扱つている弁護士に聞いてもさっぱりわからぬ、これが現状で何もわかつてないと言ふんです。それは長い間適用されてなかつたからですね。だから、むしろそういう状況、そういう法解釈が敵として存在する以上、だめだという法解釈がある以上、それを前提に私は事を進めるべきだと思うんですが、どうですか。

○政府委員(平澤貞昭君) この問題につきましては、抵当証券研究会におきましてもいろいろの角度から議論されまして、最終的にはやはり裏書をやる方向で指導すべきであるというふうに研究会の報告もいただいているわけです。したがいまして、先ほども御答弁申し上げましたが、今後行政当局といたしましては裏書をさせる方向で業界を指導していくということでございます。

○近藤忠孝君 時間があとわずかですので、最後の質問をして国土庁とそれから法務省と警察庁に簡単に御答弁いただきたいと思います。

一つは、鑑定の水増しが大問題になつて事件に

なつたことは先ほども質疑がありましたが、法務局として受け付けの際にこれは実質審査できないものかどうか。大体法務局はその辺の地価はわかっているのだから、その鑑定はおかしいというようなことができないものかという疑問が一つあります。端的にお答えいただきたい。

それから、鑑定協会で自主規制している中身読んでみたら相当細かな、あれも注意しろ、これも注意しろと、それなりにできていますが、これは自主規制だけで足りるのかという問題があるんですね。

それからもう一つ、複数鑑定が必要じやないか。大体土地鑑定ほどのいかげんなものはないんです。制度的になつていて、五人で鑑定するといふんでしよう。五人全部違つていてんだからね、物すごい差があるというんです。そういう場合には、一番上と一番下を削つて、あと三人の鑑定で平均を出す。五人やれば五つ違うというのがこれが普通なんですからね。だから、そういう点でやつぱり複数鑑定をやつしていくべきじゃないかというのが国土庁への質問です。

それから、法務省はさつきの実質審査ですね。警察庁につきましては、これは丸和モーゲージ、これはもう詐欺、背任、めちゃくちゃやつた事件で、新聞にも出たので紹介は省略しますが、その検査を今やつておるようですが、被害者が告訴状を出したのだけれどもこれが受理されてないというのを一体どうしてなのか。それぞれ簡単にお答えいただいて私の質問を終わります。

○委員長(村上正邦君) 時間が参つておりますので、簡単に答弁してください。

○説明員(永井紀昭君) 抵当証券法上、私どもの登記所の登記官が実質審査することができないと、いうふうになつております。ただ、できないと申しますてもできるだけ正確な鑑定が出るようになります。

に、国土庁あるいは不動産鑑定協会等と十分協議して、その手続について今後検討したいと思つております。

なつたことは先ほども質疑がありましたが、これはむしろ法務省だと思いますので、私の方から答えていただきますと、これにつきましては、委員御指摘のとおり、確かに登記所側といたしましても高額の債権額のものにつきましては複数鑑定人の制度を検討してもらいたいのではないかというふうに考えております。

○説明員(森悠君) 抵当証券発行に伴います鑑定評価の適正化につきましては、鑑定協会等を通じてこれまでいろいろと指導を図つてまいつたところでございますけれども、今後とも法務省あるいは鑑定協会と一緒にいろいろと検討を進めています。

○説明員(五十嵐忠行君) お尋ねの会社につきましては、警察に対しましても非常に苦情が寄せられています。警察に対しましても井當に苦情が寄せられています。また、会社自体は既に倒産いたしましたが、破産管財人の手で整理が進められていることなどから、警察といたしましては、一応告訴の申し出があつたんですが、こうした現状を御説明いたしますが、相手の判断を踏まえて適切に対処するということで考えております。

なお、これまでのところ、その御説明を申し上げましたところ、その後告訴状の提出がなされておりませんので、現在では告訴を受理したという状況にはなつております。

○栗林卓司君 この抵当証券業というのは一体どういった性格のものなんであろうかというお尋ねであります。言うまでもなく、これが金融機関であることは間違いないと思うんです。ただ、れっきとした金融機関かということになりますと、やはり問題があるんではなからうか。

そこで、どういう性格の金融機関なんだろうかという点をひとつ申し上げて、御所見を伺いたいと思うんです。

まず、これは「土地、建物又は地上権」、言うまでもなく土地がその主たる部分であることは間違いない。そういうと、土地が値上がりしますと、抵当権そのものは価値が上がります。上がつてしまりますと、それを細分化して、やがて資金調達をしようとした場合に比較的高い金利で発売することができるかもしれません。そういう観点で、この抵当証券業というのは、根に悪意があつたかどうかは別にして、土地投機を利用してやれやすい体质をもともと持つている金融機関にどうやらなつていつてしまふんだ、私はこんなふうに思えるんですけど、この点についていかがお考えでござりますか。

○政府委員(平澤貞昭君) 現在の抵当証券を利用している人たち、すなわち融資を受けて抵当権を設定してもらつていている人たち、したがつて投資家の方ではなくてお金を借りていてる方でございますが、主として中小企業者が多いわけでございます。また、会社自体は既に倒産いたしましたが、これらの人は土地その他を担保に出して融資を受ける。それを抵当証券化することによって、より資金を受けやすくなるということを利用して、いるわけであります。したがいまして、現段階ではそういう機能を非常に果たしているということでございます。

ただ、将来の問題といたしましてどうなるかと、いう点につきましてはいろいろ御議論があろうかと思いますが、いずれにしましても、今後地価その他が鎮静化してまいりますと、やはり本来の機能として伸びていくのではないかというふうに考えておるわけでございます。

○栗林卓司君 ですから、私が申し上げるのは、最初に悪意があつたかどうかは別にしてと言つたところも間違いない。そうすると、この抵当権がどんどん上がつてくれば、細分化された二次証券をより有利な条件で売りやすくなれるよりも、あおる方に働いてしまうんではあるまいかという性格を申し上げたのであって、そういう意味でこれは要警戒ですねということを私は申し上げただけなんです。

もう一方、片一方で長期資金を融資をしているわけですね。それの調達をどうするかというと、長期資金を融資して担保を取つて抵当権を設定して、この債権を幾つかに分けて適当な金利を付して売却をしているわけです。そのときに、どれくらいの単位で分けようかということはこれは自由勝手でありますね。どのぐらいの金利を付して売却をするか、それも自由勝手です。こうなりますと、小口資金の自由化なんというのはどこ吹く風になる。そのときにおまえいかぬぞと言つてしまつたのは、この抵当証券業が育たないことになつてしまふ。そうすると、これは一体今後金融制度の中になどやつて位置づけていつだらいいのかどういふことも大問題だと私は思うんです。

いわけでございます。したがって、相当証券を
それにかなりの程度に債権債務関係という特定的
なものを背負いながらのものでございますから、
金融制度の流れの中での今後発展していくには、か
なりの制約があるというふうに考えておるわけで
ございます。

却をするか、それも自由勝手です。こうなりますね。どのぐらいの金利を付して売
と、小口資金の自由化なんというのはどこ吹く風
になる。そのときにおまえいかぬと言つてしま
つたのでは、この抵当証券が育たないことにな
つてしまふ。そうすると、これは一体今後金融制
度の中にどうやつて位置づけていったらいいのか
といふことも大問題だと私は思うんです。
よく周辺居住者という言葉がありますけれど
も、この抵当証券業といふのは金融制度における
周辺居住者のようなものでありますね、それは
真ん中の大通りを闊歩するにはちょっと柄が悪い
んだけど、ただ必要に応じてどんどん伸びてい
いくんですから、大変なバイタリティーがある。
そうしますと、これをきちんと管理するためには
よほど周到な準備をしていかないといけない。レ
たがつて、この抵当証券だってふだんの大通りの
言葉で言えば金融債ですよ。抵当証券という金融
債を発行して資金調達をして長期資金にといふ
能を果たしていることは間違いないのであります
たがつて、そうしたものを金融制度としてどうやつてこ
れを管理していくたらいいんだろうかというあ

○政府委員(平澤貞昭君) 今御指摘の觀点も我々の頭の中には十分にあるわけでございますが、たゞ、現在の抵当証券の仕組みのもとで考えてみると、この抵当権及び債権、これが合体されたものが抵当証券でございますが、それは属人的であり特定性が非常に強いわけでございます。通例、金融商品となりますと画一的な普遍的な商品が大蔵省の大きな課題ではなかろうかと私は思うのですが、この点の御認識を伺つておきたいと思ひます。

現在のことごろ、個人金融資産残高が六百兆円となりますが、その中で一兆円強ということで金額的にはまだ小さいわけでございまして、したがつて、将来、欧米にござりますように、そのような特定性、属人性というものと切り離したいわゆる抵当証券制度、抵当証券銀行、そういうものが日本において考えられるかどうかという点は、おつしやるよううに、今後の金融制度の検討の中で一つの課題として十分あり得ると考えているわけでございます。

○栗林卓司君 個別性はおっしゃるとおりなんなりまして、抵当証券法の裏書譲渡に関する規定もその個別性を言つていることは間違いないんですね。ところが、二次証券であるモーゲージ証券へ道を開きますと様相は一変するのではありますまいかと私は申し上げたので、じゃ、そのモーゲージ証券を一体これから伸ばしていくのか伸ばさないのか、これもひっくり返めて大蔵省の金融政策策としては大問題でありましょうということを暗に由に申し上げたかったのです。——いや結構であります。意見だけ申し上げて、時間がありませんから先へ進みます。

大臣に、例のループル合意について一つだけお尋ねいたします。

声明書を今読んでいるんですが、そこの中で一番最後のくだりで翻訳文を見ますと、「各通貨間ににおける為替レートのこれ以上の顯著な変化は、各國における成長及び調整の可能性を損う恐れがある。」この認識はループル合意以降今日も生きていると私は思うんですが、その点に間違はないでありますでしょうか。

生きているとしますと、その次のくだりで「英替レートを当面の水準の周辺に安定させることを

各国の人たちの頭にはある数字が幾らであつたか、こんなやばなことは聞きません。ただ私は、この流れているもの、行間を含めて読み取りますと、ループ合意というものは、そう言つてしまふことは誤解があり過ぎて、そうですとは言えないけれども、事実上ターゲットゾーンに相当近づいた合意であったのではあるまいか。あと一步踏み出しますと、固定相場制へ近いようなところにまで実は各国の協議が進んだんですということで理解しておいて間違いないと思えるんですが、いかがでありますでしょうか。

○國務大臣(宮澤喜一君) もし最後に言われましたことがお話を結論であるといたしますと、それは必ずしも私は栗林委員のおつしやいますように思つておりません。やはり何かの、かなり具体的な意味でのターゲットと申しますか、ターゲットゾーンと申しますか、そういうものを考えるのに、は各国間の政策協調なり何なりがまだ流動性を持つておりますて、現実に可能な制度としてのターゲットゾーンというものは、私の見ておりません限り、いまだに実現性を強く持つているとは思えません。やはりここに述べておりますような、ある意味ではぼやけておるとおつしやいますか、渋然としておると言われるかもしれませんのが、その程度の合意がせいぜいであるというふうに私は田代であることかと思つております。

○栗林卓司君 結構です。

○野田陳平君 この抵當証券の問題については、去年の四月に私は取り上げまして、そのとき竹下大蔵大臣がかなり消極的なお答えだったのでどうなることかと思つておりますけれども、やつ

までの質疑で問題点も幾つかあるんですねけれども、それらは運用の面でしつかり対応していただいくということをお願いしておいて、これで質問を終わります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これらより直ちに採決に入ります。

抵当証券業の規制等に関する法律案に賛成の方の拳手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村上正邦君) 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、赤桐操君から発言を求められておりままでの、これを許します。赤桐操君。

○赤桐操君 私は、ただいま可決されました抵当証券業の規制等に関する法律案に対し、自由民主党、日本社会党、護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

抵当証券業の規制等に関する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、次の事項について、十分配慮すべき

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

抵当証券業の規制等に関する法律案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長（村上正邦君） 全会一致と認めます。よつて、本案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、赤桐操君から発言を求められておりますので、これを許します。赤桐操君。

○赤桐操君 私は、ただいま可決されました抵当証券業の規制等に関する法律案に対し、自由民主、党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び新政クラブの各派共同提案による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

抵当証券業の規制等に関する法律案に対する附帯決議（案）

政府は、次の事項について、十分配慮すべきである。

一、抵当証券の購入者の保護を図るため、譲り受けの規制、契約締結時の書面の交付等の規定の運用に当っては、当該規定の趣旨が沾むされるよう指導・監督すること。

一、金融の自由化、国際化が進むなかで、大企業・財務行政の質的向上が重要であり、今般本法が施行されることを踏まえ、業務処理仕

制等の一層の見直しを行うことにより、業務の効率的、重点的運用に努めるとともに、業務量に見合った財務局職員の要員の確保に努めること。

右決議する。

以上でございます。

何とぞ皆様の御賛同をお願いいたします。

○委員長(村上正邦君) ただいま赤桐操君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○委員長(村上正邦君) 全会一致と認めます。よつて、赤桐操君提出の附帯決議案は全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、宮澤大蔵大臣から発言を認められておりますので、この際、これを許します。宮澤大蔵大臣。

○國務大臣(宮澤喜一君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしましても御趣旨を踏まえ配慮してまいりたいと存じます。宮澤大蔵大臣。

○委員長(村上正邦君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(村上正邦君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後三時四十七分散会

昭和六十二年十二月十六日印刷

昭和六十二年十二月十七日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

K